

寝屋川市みどりの基本計画 改定版
(素案)

平成 30 年 10 月

寝屋川市みどりの基本計画 改定版（素案） 目次

1. みどりの基本計画の改定にあたって	1
1-1. みどりの基本計画とは	1
1-2. 計画の位置付け	1
1-3. 改定の背景と目的	2
1-4. みどりの定義	4
1-5. みどりの機能	5
2. 計画の枠組み	6
2-1. 目標年次	6
2-2. 計画対象区域	6
2-3. 各主体の役割	6
3. 本市のみどりの現状	8
3-1. 緑地の現況	8
3-2. 緑被の現況	12
4. 本市のみどりの課題	13
4-1. みどりの保全に関する課題	15
4-2. みどりの充実に関する課題	19
4-3. みどりの創出に関する課題	23
4-4. みどりのネットワークに関する課題	24
4-5. 協働のみどりに関する課題	25
5. 改定の視点	27
6. 基本方針	28
6-1. 基本理念	28
6-2. みどりの将来像	29
6-3. 基本方針	30
6-4. みどりの目標設定	32
6-5. 計画の体系	33
7. 基本施策及び具体施策	35

8. 重点施策.....	86
8-1. 緑化重点地区.....	87
8-2. 保全配慮地区.....	92
8-3. 実感できるみどりの創出（緑視率調査）.....	95
8-4. 協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり.....	96
9. 計画の推進、管理.....	100
9-1. 計画の推進体制.....	100
9-2. 計画の進行管理.....	101
9-3. PDCI サイクルによる計画の評価.....	102

1. みどりの基本計画の改定にあたって

1-1. みどりの基本計画とは

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、国の各種政策の理念や趣旨を反映した上で、大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画」を指針とし、本市の上位計画である「第五次寝屋川市総合計画」に即すとともに、「寝屋川市都市計画マスタープラン」や「寝屋川市立地適正化計画」との適合、または関連計画である「寝屋川市環境基本計画」などと整合した内容として改定するものです。

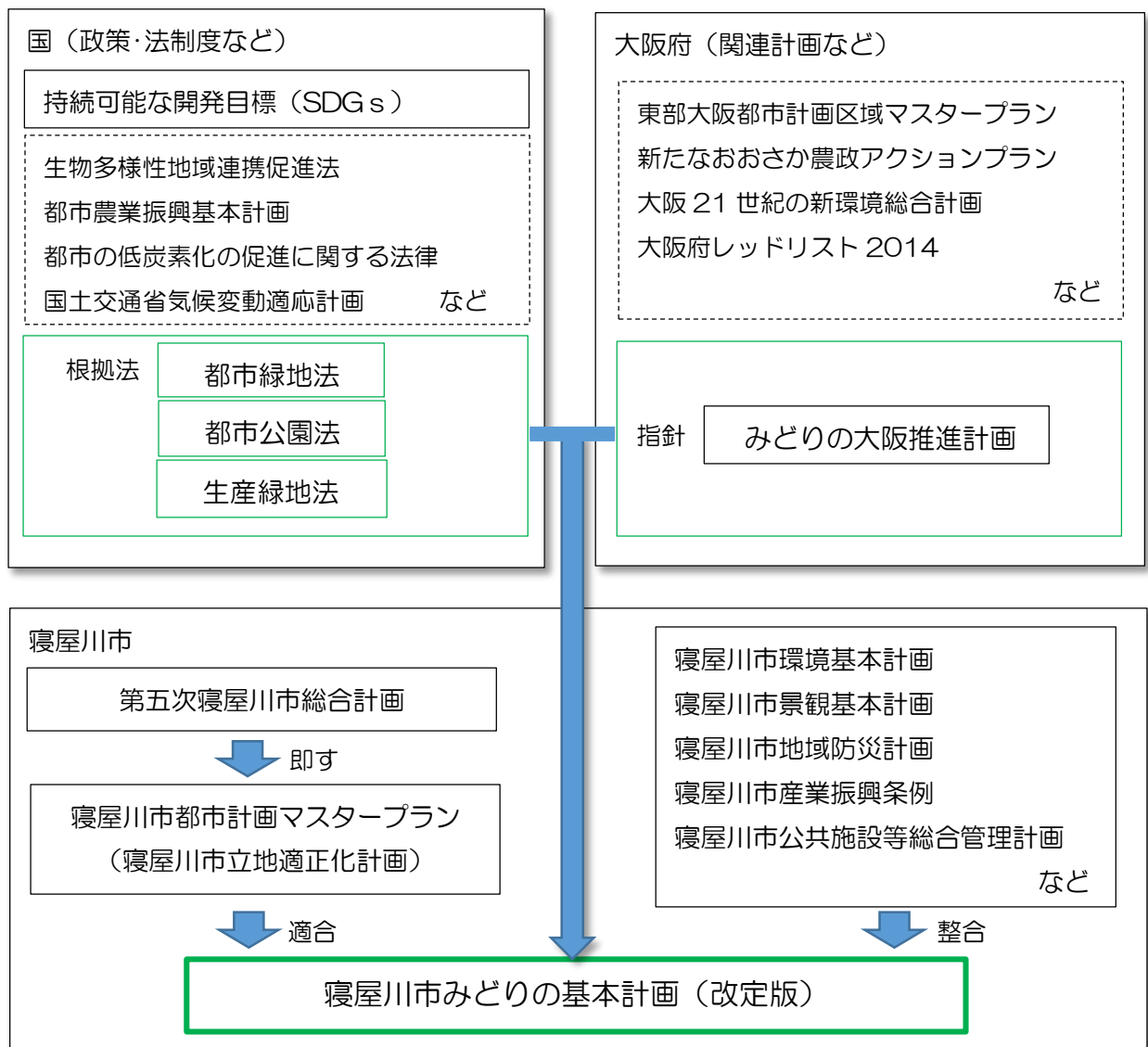


図 計画の位置付け

1-3. 改定の背景と目的

(1) 改定の背景

①社会情勢の変化

平成13年3月に寝屋川市緑の基本計画（以下、「平成13年策定計画」という。）が策定されてから約18年が経過し、その間、少子高齢化の進行や人口減少、成熟社会における市民の価値観の多様化が進むなど社会情勢は大きく変化しました。

なかでも、地球温暖化をはじめとした環境問題や生物多様性の保全などにおける市民の環境志向の高まりや、気候変動により懸念される水害や土砂災害などの自然災害の頻発や激化に対応した安全安心なまちづくりについて、国においてもこれらの課題解決には多様な主体が連携した共助による地域づくりが重要であるとされています。

また、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会において、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について、みどりとオープンスペースによる都市のリノベーションをはじめとする3つの戦略を重点的に推進すべきとされています。

②関係法令、上位計画等の動向

平成29年5月公布の都市緑地法等の一部改正において、都市緑地法では農地を緑地として明確に定義することをはじめ、市民緑地認定制度の創設やみどり法人が拡充され、都市公園法では、公園整備における公募設置管理制度の創設、公園占用許可対象等の緩和がなされるとともに、公園協議会の設置が可能となるなど、市民等をはじめとする民間活力を最大限に活用するための制度の充実が図られており、また、生産緑地法では指定面積要件の下限について条例により300㎡から500㎡未満の範囲で定めることや、レストランなどの設置可能な施設が新たに追加されました。

あわせて、農地関連では平成27年4月に制定された都市農業振興基本法において、農地の活用による都市の貴重なみどりとしての保全を図ることが示されており、大阪府においても、新たなおおさか農政アクションプラン（都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例など）に基づいた都市農業の多様な機能の発揮と都市農地の有効活用と保全のための取り組みが進められています。

また、平成22年（2010年）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催を踏まえて、生物多様性の確保に向けてみどりの再生、保全、創出等の取り組みの重要性が示されています。

さらには、平成27年（2015年）の国連総会において採択されたアジェンダ2030において持続可能な開発目標（SDGs）が示され、みどりの立場からもこれらの目標達成を目指すことを通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要とされています。

③本市のみどりに関する動向

本市においても、定住人口の減少や少子高齢化が一層進むことが予測される中、集約連携型のまちづくりを進めるため、寝屋川市立地適正化計画などに基づく都市機能の集約化とともに、市の有するポテンシャルを活かした課題解決を目指しており、持続可能な住みよいまちの実現において多様な視点においてもみどりの活用が重要となっています。

あわせて、人口減少等が進む中、今後のみどりの担い手についても高齢化や人手不足が懸念されることから、多様な主体の更なる連携によりみどりに関わる機会づくりや、協働による新たなみどりづくりが求められています。

また、既存ストックの有効活用と効率的・効果的な都市基盤整備を進める中で、長期未着手の都市計画公園について、地域のみどりの状況を踏まえた再編を進めることや、多くの都市公園が整備後 30 年以上経過していることから、遊具やその他の公園施設について計画的かつ効率的な維持管理を推進していく必要があります。

④本市のみどりの取り組みの実績

平成 13 年策定計画では、「協働によるみどりのまちづくり」をテーマとし、「緑化モデル優先地区（田井西公園周辺地区、寝屋川市駅周辺地区）」における重点的な緑化の推進をはじめ、市民ワークショップによる計画づくりを踏まえた公園や親水空間の計画・整備など、みどりの保全及び創造を推進してきました。また、「サクラ☆プロジェクト」によるサクラをテーマとしたまちづくりなど、緑化の推進や市民による参画・協働によるみどりの普及に努めてきました。

（２）改定の目的

これらの背景を踏まえ、次の目的により新たな時代に合ったみどりづくりの方針として平成 13 年策定計画を改定するものです。

- ①人口減少・少子高齢化を見据え、まちの安全確保や魅力の向上を図りつつ、更なる市民意識の向上や、多様な主体によるみどりへの関わりを推進
- ②集約型都市構造化やみどり・農が共生する都市の実現を目指し、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布などに伴い、戦略的なみどり・オープンスペース政策を推進
- ③「環境問題や安全・安心なまちづくり」において、「環境問題の顕在化」や、様々な災害に対応するための都市の低炭素化の促進、気候変動への適応に寄与する適応策としての緑化の取り組みの展開による防災機能の強化を推進
- ④都市緑地法運用指針の改正により示された生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえて、地域における多様な主体の連携による取り組みを推進
- ⑤大阪府において「都市計画区域マスタープラン」「みどりの大阪推進計画」が策定され、施設緑地と地域制緑地を一体的に評価する仕組みづくりが進められたことや、都市公園法等の改正を受けて、みどり全体の質の向上とともに都市公園のマネジメントを推進
- ⑥都市計画公園における「建築制限の長期化への対応」や「説明責任の明確化」などに対応するため、必要に応じた都市計画変更を推進

1-4. みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「みどりの大阪推進計画」を参考に次のとおり定義します。

みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、更にこれらを「施設緑地」と「地域制緑地」に分類します。

緑地	施設緑地	都市公園あるいはこれに準ずる機能を持つ施設として、国、大阪府、市が土地を所有している緑地（借地等の場合も含む）
	地域制緑地	森林、農地、交用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、大阪府、市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

また、みどりの中で樹林や樹木で覆われたエリア、草地等（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）で覆われたエリア、及び農地エリアを「緑被地」とします。

緑被地	樹林や樹木、草地等（芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）、農地
-----	----------------------------------------



図 対象とするみどりのイメージ

1-5. みどりの機能

本市のみどりは、「環境保全機能」・「レクリエーション機能」・「防災機能」・「景観形成機能」に加えて、市民・事業者・学校・行政による「協働の活動などにより生み出される機能」を有しており、自然、教育、福祉、観光など多様な分野において機能を発揮しています。

表 みどりの機能（例）

環境保全機能	<p>淀川河川公園や寝屋川などは、シロヒレタビラやコウガイモなどの生物の生育・生息環境であり、貴重な自然環境が形成されています。</p> <p>また、これらのみどりはヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収源などとして環境保全に寄与するものです。</p>
レクリエーション機能	<p>都市公園や寝屋川沿いの親水空間などでは、市民の憩いの場であるとともに、水辺などの自然とのふれあいや、ウォーキング・散策などの健康づくり、スポーツなどの余暇活動の場として利用されます。</p> <p>また、学校グラウンドなどを含めて、イベントや行祭事の場として利用されるなど、レクリエーション機能を有しています。</p>
防災機能	<p>都市公園や学校グラウンドなどは、避難地として活用されるとともに、寝屋川公園では災害時の後方支援活動拠点として位置づけられており、農地などでは雨水貯留機能や防災時の一時避難空間等としての機能を有しています。</p> <p>また、第二京阪道路をはじめとする主要な幹線道路は、延焼遮断機能や避難路機能を担うなど、様々な防災機能を有しています。</p>
景観形成機能	<p>淀川河川公園や寝屋川公園、友呂岐緑地などは、新寝屋川八景に選出されるとともに、淀川や生駒やまなみ緑地などは景観計画における大きな景観軸として位置づけられています。</p> <p>また、鉄道駅やこれを拠点とした桜街道、または市を代表する寝屋川などの水辺空間は、シンボルとしての景観を形成しており、神田天満宮のクスノキをはじめとする歴史的な景観形成にも寄与しています。</p>
協働の活動などにより生み出される機能	<p>淀川河川公園や寝屋川などの水辺空間は、市民等による自然再生などの環境保全活動が行われるとともに、環境学習などの場として活かされており、道路や公園などの公共施設における清掃活動や、花いっぱいのまちづくりの推進を含めて、市民活動や社会貢献活動を通じた地域コミュニティの形成にも寄与します。</p> <p>また、駅周辺や打上川治水緑地では、サクラ☆プロジェクトによるシティプロモーションが展開されるなど、市の都市格向上にも貢献しています。</p>

2. 計画の枠組み

2-1. 目標年次

本計画の目標年次は、第五次寝屋川市総合計画や寝屋川市都市計画マスタープランにおける目標年次を勘案し、概ね20年後の平成52年とします。また、目標年次の人口の見通しは「寝屋川市人口ビジョン」をもとに、次の通りとします。

表 目標年次における人口の見通し

年次	計画改定時 平成30年4月(2018年)	目標年次 平成52年(2040年)
人口	234,851人	目標 200,000人
		推計 186,376人

2-2. 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域(寝屋川市全域:2,470ha)とします。そのうち、市街化区域面積は約2,162ha、市街化調整区域面積は約308haとなっています。

表 計画対象区域

区域区分	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積	2,470ha	約2,162ha	約308ha

2-3. 各主体の役割

本計画は、市民・事業者・学校・行政が適切な役割分担のもと、それぞれが連携・相互支援を図りながら協働の取り組みを進めます。

1 市民

生活環境の改善や良好な都市景観の形成に寄与するみどりを貴重な財産として認識し取り組むこと。

- (1) 公園・緑地での各種イベントや体験・生涯学習に参加するなど、みどりとふれあい楽しむ機会を増やすことにより、みどりに対する理解を深めること。
- (2) 市民一人ひとりが当事者としてみどりを守り育てること。
- (3) 自宅の庭やベランダ、樹木などの個人の敷地レベルの身近なみどりを守り育てること。
- (4) 建築物や道路に面した敷地における地域での連続した緑化や、道路や公園などの地域のみどりに関わるボランティア活動、または公園の整備・管理運営への積極的な参画など、みどりの活動を通じて地域とのつながりを深めること。
- (5) みどりの活動実績を有する市民活動団体等は、行政や他団体などと連携しつつ、次世代のみどりの担い手の育成や専門的な視点からみどりを守り育てること。

2 事業者

みどりを守り育てることは、操業する地域等への社会貢献事業として認識し取り組むこと。

- (1) みどりを守り育てることは、地域の良き一員になる契機として捉えること。
- (2) 事業所等の建設や操業にあたっては関係法令を遵守し、みどりを保全・創出すること。
- (3) 学習会等における専門的技術者として従業員などを派遣し、市民等に対する必要な知識や技術等の提供、または緑化活動、体験学習などの機会の創出により、みどりを通じた地域課題の解決などに取り組むこと。
- (4) 大規模な事業所敷地内のみどりは、地域のシンボリックなみどりと成り得ることを認識し、自ら適正に維持管理するとともに地域へ開放すること。

3 学校

校園庭のみどりは、次世代を担う学生等の緑化意識の育成や、地域の活動拠点としての役割を担うことを認識し取り組むこと。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校、中学・高校などでは、敷地内でのみどりの育成、生きもの観察や自然とのふれあいなど、環境学習を通じて地域のみどりとふれあう機会を増やすことにより、地域への愛着と誇りを持つとともに、みどりに対する理解を深めること。
- (2) 大学などでは、水辺の保全再生プロジェクトなど実践的な活動に学生等が参加することにより、より専門的な視点からみどりに関する知識や技術を習得すること。
- (3) 大学などでは、包括連携協定に基づき、学習会等における専門的技術者として学生等を派遣し、市民等に対する必要な知識や技術等の提供、または緑化活動、体験学習などの機会の創出により、みどりを通じた地域課題の解決などに取り組むこと。
- (4) 小学校、中学・高校、大学などでは、緑化を推進し、市街地内の貴重なオープンスペースとしての創出・充実とともに、学校敷地を市民等へ広く開放するなど、地域の活動拠点としての役割を認識すること。
- (5) 小学校、中学・高校、大学などでは、花緑の育成や清掃美化活動など、自治会や市民活動団体などと連携した地域での活動を展開すること。

4 行政

本計画に基づき、多様な主体と連携しつつ、みどりの将来像の実現に向けて取り組むこと。

- (1) 公共施設の敷地等において、先導的かつ計画的な緑化を推進するとともに、地域の活動の場として市民等が満足できる公園づくりを目指して取り組むこと。
- (2) 市民等の共助とともに、多様な主体の協働によるみどりづくりを一層推進するための仕組みや体制をつくり、また、庁内を横断する組織の構築や国・大阪府等との連携を強化すること。
- (3) 公園の整備や管理運営、または市民等の協力を得ながら民有地等のみどりの保全・創出を促進するため、既存の法制度の活用や各種助成制度等を充実すること。
- (4) 多様な主体によるみどりの活動をより一層促進するため、様々な情報の発信や、資機材・活動場所の提供、専門家の派遣、補助金等による支援や、みどりを普及・啓発すること。

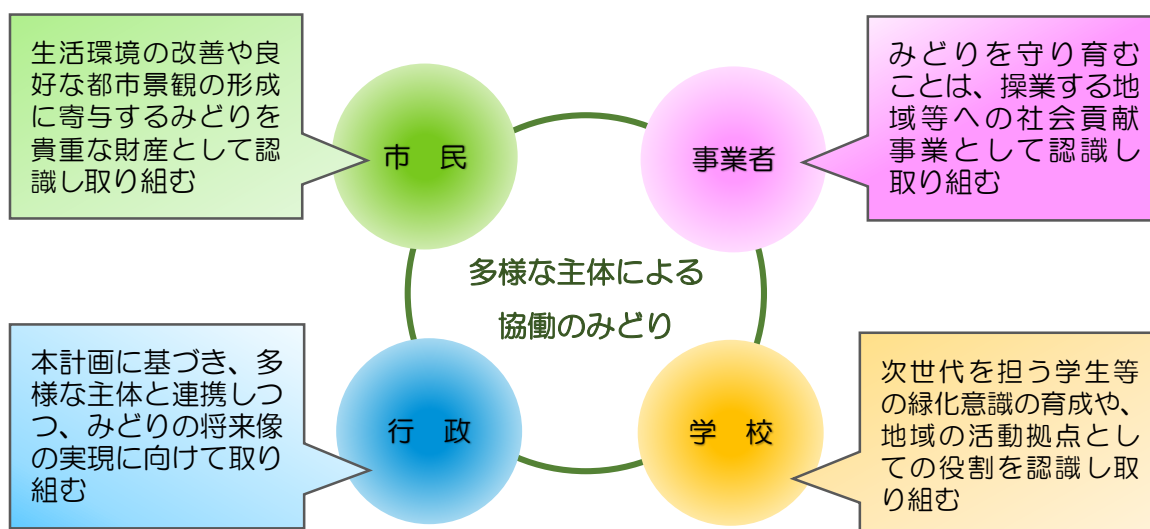


図 多様な主体による協働のみどりのイメージ

3. 本市のみどりの現状

3-1. 緑地の現況

(1) 緑地全体

平成30年における施設緑地は201.08ha、地域制緑地は162.12haであり、緑地全体は363.2haで市域面積に対する割合は約14.7%となっています。

表 緑地の状況

区分	平成30年	
	面積 (ha)	市域面積に対する割合
施設緑地	201.08	8.1%
地域制緑地	162.12	6.6%
合計	363.2	14.7%

(2) 施設緑地

平成30年における施設緑地のうち、都市公園は130.75haとなっており、平成12年と比較すると一定の増加が見られますが、事業未着手・未完成の都市計画公園・緑地については、市街化の進展に伴い用地確保が困難なことや、財政状況等の事情により整備が進んでいない状況です。

また、公共施設緑地（緑道、その他の公園、ちびっ子老人憩いの広場、学校グラウンド、小中学校の植栽地、環境施設帯及び街路樹、高校、その他私立学校など）は70.33haとなっています。

表 施設緑地の状況

区分	平成12年		平成30年		平成12年との比較		
	面積 (ha)	市域面積に対する割合	面積 (ha)	市域面積に対する割合	面積の増減 (ha)	割合	
都市公園	都市計画公園緑地	97.41	3.9%	108.36	4.4%	10.95	111.2%
	その他の都市公園	14.02	0.6%	22.39	0.9%	8.37	159.7%
	小計	111.43	4.5%	130.75	5.3%	19.32	117.3%
公共施設緑地	64.17	2.6%	70.33	2.8%	6.16	109.6%	
合計	175.60	7.1%	201.08	8.1%	25.48	114.5%	

※公共施設緑地：緑道、その他の公園、ちびっ子老人憩いの広場、学校グラウンド、小中学校の植栽地、環境施設帯及び街路樹、高校、その他私立学校など

表 都市計画公園・緑地の整備状況

種類		計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率	
都市計画公園緑地	住区基幹公園	街区公園	4.37	3.74	85.6%
		近隣公園	41.30	11.45	27.7%
		地区公園	4.50	4.50	100.0%
		小計	50.17	19.69	39.2%
	国営公園	39.60	30.90	78.0%	
	広域公園	54.40	32.30	59.4%	
	特殊公園	10.60	7.05	66.5%	
	都市緑地	18.50	18.42	99.6%	
合計	173.27	108.36	62.5%		



図 都市公園の整備状況図

(3) 地域制緑地

平成 30 年における地域制緑地のうち、生産緑地地区が 62.49ha、市街化調整区域内農地が 71.34ha を占めています。

平成 12 年と比較すると、その他（大阪府自然環境保全条例に基づく建築物緑化、地区計画による地区施設など）が 11.59ha 増加しましたが、第二京阪道路の整備や沿道まちづくりの推進などに伴い、市街化調整区域内農地は 94.3ha、地域森林計画対象民有林は 40.00ha が減少するなど 133.02ha の地域制緑地が減少しています。

表 地域制緑地の状況

区分	平成 12 年		平成 30 年		平成 12 年との比較	
	面積 (ha)	市域面積に 対する割合	面積 (ha)	市域面積に 対する割合	面積の増減 (ha)	割合
ため池	14.06	0.6%	7.70	0.3%	-6.36	54.8%
生産緑地地区	66.44	2.7%	62.49	2.5%	-3.95	94.1%
市街化調整区域内農地	165.64	6.7%	71.34	2.9%	-94.30	43.1%
地域森林計画対象民有林	49.00	2.0%	9.00	0.4%	-40.00	18.4%
その他※	0.00	0.0%	11.59	0.5%	11.59	-
計	295.14	11.9%	162.12	6.6%	-133.02	54.9%

※その他：建築物緑化促進制度（大阪府自然環境保全条例）、史跡、地区計画による地区施設など

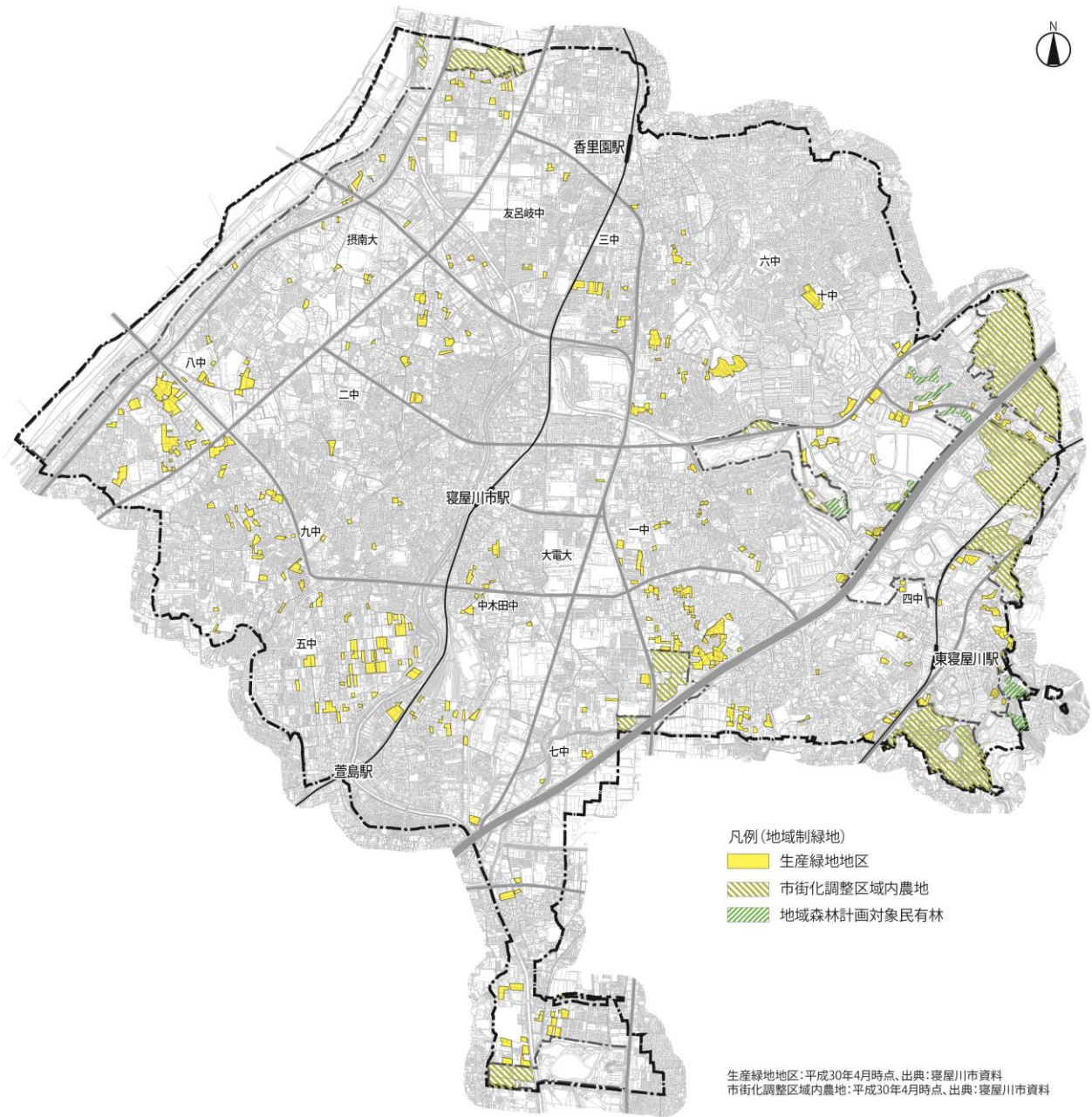


図 地域制緑地の分布図

3-2. 緑被の現況

平成 30 年の緑被面積は 455.31ha であり、市域面積に対する緑被率は約 18.4%となっています。

※ 緑被面積は、樹林や樹木で覆われた面積、草地等（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）で覆われた面積、及び農地の面積を合算したものとします。

※ 平成 30 年 1 月撮影の航空写真及び土地利用データ等から上記の樹林や樹木、草地等、農地を目視判読等により分布を把握し面積を算出しました。



図 緑被地の分布図

4. 本市のみどりの課題

平成 13 年策定計画における基本施策の枠組みをもとに、本市における面的・点的なみどりの資源について、「保全」・「充実」・「創出」とこれらをつなげる「ネットワーク」の視点から課題を整理するとともに、市民・事業者・学校などが関わる「協働」の視点を含めた5つの区分に応じた「本市のみどりの課題」を整理しました。

また、これらの内容を「本市のみどりの課題図」として次頁に示します。

表 課題一覧

みどりに関する取り組み	課題の項目
1. みどりの保全	①淀川（淀川河川公園）
	②河川・水路
	③農空間のみどり（樹林地、農地、ため池）
	④大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）
	⑤社寺林・保存樹
	⑥旧集落地のみどり
	⑦歴史街道など
	⑧ゆとりある住宅地のみどり
2. みどりの充実	①大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）
	②都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子老人憩いの広場）
	③学校グラウンド、公共公益施設等
	④緑道（友呂岐緑地など）
	⑤幹線道路とその沿道地のみどり
	⑥河川・水路
	⑦住宅地（全般）のみどり
	⑧商業・業務地のみどり
	⑨住工共存地のみどり
3. みどりの創出	①都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子老人憩いの広場）
	②密集住宅地区のみどり
	③まちづくり計画におけるみどり
4. みどりのネットワーク	①水辺空間や歴史街道を活かしたネットワークの充実
	②主要な幹線道路によるネットワークの充実
	③桜街道による新たなネットワークの創出
5. 協働のみどり	①市民との協働によるみどりの取り組み
	②事業者との協働によるみどりの取り組み
	③学校との協働によるみどりの取り組み
	④多様な主体との連携によるみどりの取り組み
	⑤みどりの普及・啓発活動



みどりの保全

- ① 淀川(淀川河川公園)
- ② 河川・水路
- ③ 農空間のみどり(樹林地、農地、ため池)
- ④ 大規模公園等(総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地)
- ⑤ 社寺林・保存樹
- ⑥ 旧集落地
- ⑦ 歴史街道など
- ⑧ ゆとりある住宅地のみどり

みどりの充実

- ① 大規模公園等(総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地)
- ② 都市公園等(住区基幹公園、其他都市公園、ちびっこ老人憩いの広場)
- ③ 学校グラウンド、公共公益施設等
- ④ 緑道(友呂岐緑地など)
- ⑤ 幹線道路とその沿道地のみどり
- ⑥ 河川・水路
- ⑦ 住宅地(全般)のみどり
- ⑧ 商業・業務地のみどり
- ⑨ 住工共存地のみどり

みどりの創出

- ① 都市公園等(住区基幹公園、其他都市公園、ちびっこ老人憩いの広場)
- ② 密集住宅地区のみどり
- ③ まちづくり計画におけるみどり

みどりのネットワーク

- ① 水辺空間や歴史街道を活かしたネットワークの充実
- ② 主要な幹線道路によるネットワークの充実
- ③ 桜街道による新たなネットワークの創出

協働のみどり

- ① 市民との協働によるみどりの取り組み
- ② 企業との協働によるみどりの取り組み
- ③ 学校法人等との協働によるみどりの取り組み
- ④ 多様な主体との連携によるみどりの取り組み
- ⑤ みどりの普及・啓発活動

図 本市のみどりの課題図

4-1. みどりの保全に関する課題

①淀川（淀川河川公園）

○広大で自然豊かな水辺環境を有する淀川は、ワンドの減少やヨシ原の消失など、生物の生息・生育環境は大きく劣化してきており、多くの固有種の絶滅が危惧されています。

○国において、「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」に基づくワンドの環境改善や水辺環境など、淀川の自然再生の取り組みが展開されています。

○市民や学校等と連携した親水空間整備等の協働の取り組みが展開されています。

【課題】自然・歴史・文化が色づく空間としての維持保全

本市を代表する自然・レクリエーション空間であるとともに、大阪と京都を結ぶ京街道や、過去の大洪水を物語る茨田堤碑（まんだのつつみひ）、または淀川から農業用水などを引き込んでいた茨田樋之跡石碑（まんだひのあとせきひ）など、自然・歴史・文化が色づく貴重な空間として引き続き保全が求められます。

【課題】市民等の利活用の場と生物の生息・生育環境の両立

健康づくりや文化活動、自然とのふれあいなどの余暇活動の場としての役割のほか、特徴のある水辺景観の保全や川にまつわる歴史・文化資源を活かす、都市の防災性を向上させる、川と人をつなげるなど「都市の水辺」として市民等の利活用の場となることと、生物多様性の保全などの視点から絶滅危惧種をはじめとする貴重な生物の生息・生育環境の両立が求められます。

【課題】市民や周辺市等との連携の取り組みへの展開

親水空間整備等の協働の取り組みや、淀川河川公園中流左岸地域協議会などにおける周辺市等との連携による取り組みの展開が必要です。

②河川・水路

○一級河川淀川や寝屋川などとともに西部地域には農業用水機能や雨水排水機能を有する水路が張り巡らされています。

○寝屋川や一部水路に大阪府レッドデータブックでは絶滅危惧種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧種Ⅱ類等に指定されているミズアオイの自生が確認されています。

【課題】貴重な生物の生育・生息環境としての水辺空間の保全

絶滅危惧種をはじめ、貴重な生物の生息・生育環境として水辺環境の維持保全が求められます。

【課題】寝屋川市らしい特徴的な都市景観の保全

都市景観形成に貢献するみどりの資源としての保全が求められます。

③農空間のみどり（樹林地、農地、ため池）

○東部地域を中心に樹林が存在しており、樹林地など歴史文化と一体となった貴重なみどりが存在します。

○市街化調整区域内農地は、大阪府による農空間保全地域に指定されており、第二京阪道路沿道では、地権者等による農地保全に向けた検討が進められていますが、担い手の不足などによる耕作放棄地の増加に伴って生物の生育・生息環境や景観面での質の低下が懸念されます。

【課題】生物多様性が確保された貴重な樹林地、歴史文化と一体的な樹林地景観の向上

人手や担い手の不足などにより樹林地の管理が適切に行われず、多様な動植物の生息・生育環境となる自然環境の悪化が懸念されます。また、あわせて歴史資源と一体となった樹林地景観の質の低下が懸念されます。

【課題】民間開発などにより減少する貴重な樹林地の保全

民間開発の進行等に伴い、山林の切り崩しや樹木の伐採が行われるなど貴重な樹林地が年々減少していることから、これらの維持保全が求められます。

【課題】歴史文化と一体となったみどりの保全

歴史文化と一体となった都市景観形成にも貢献するみどりは、引き続き保全が求められます。

【課題】生産緑地地区や市街化調整区域内農地の保全

市街化調整区域内農地は、資材置場への転用など無秩序な開発を防止するとともに、計画的な保全が求められます。

また、市街化区域内農地では今後の開発進行による減少や、平成4年の当初指定から30年を経過する生産緑地の買取申出の増加に伴う減少が想定されることから、生産緑地法の改正に伴う特定生産緑地の指定や面積要件の緩和による小規模農地の保全、追加指定（再指定を含む。）の検討が必要です。

【課題】農地が有する多面的な機能の質の確保

営農の場としてのみならず、農地の多面的な機能を活かした自然環境の保全、防災、自然景観の形成等に貢献する機能を確保するため、遊休農地の解消や担い手の確保などが求められます。

【課題】ため池の減少及び多面的な機能の質の確保

主に農業用水の確保のほか、生物の生息環境、都市の中の水辺景観、田園景観の構成要素として多様な役割を果たしており、農地の減少に伴うため池の減少や多面的な機能の低下が懸念されるため、耐震性調査を実施するなどため池の多面的機能の保全に向けた適正な維持管理が必要です。

④大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）

○広域的なレクリエーション拠点として多くの市民等に利用されるとともに、印象的なみどりとして認識されており、寝屋川公園では歴史文化財（寝屋古墳）が保護されています。

【課題】 広大な自然環境をはじめとする多様な機能を有するみどりとして保全

本市の魅力を高める「都市の森」として、生物多様性、ヒートアイランド現象の緩和、歴史・文化資源の保全・活用、自然とのふれあい、健康づくり等のレクリエーション、景観の保全、防災など多様な機能を有するみどりとしての保全が必要です。

⑤社寺林・保存樹

○神田天満宮のクスノキ、春日神社のシイの社叢（しゃそう）は大阪府指定の文化財（天然記念物）として指定されています。

○社寺林の中には保存樹に指定された樹木が多数存在します。

【課題】 社寺林・保存樹の保全

社寺林や保存樹などは、開発などにより喪失すると復元が困難となります。他都市では、所有者の高齢化などによる維持管理の困難化に伴い、保存樹指定を解除し伐採するケースも見受けられるため、適正な維持管理を促進する取り組みの継続による社寺林・保存樹の保全が求められます。

⑥旧集落地のみどり

○歴史資産や社寺林や保存樹などのみどりと一体となって古くからのまちなみが残り、うるおいのある環境と景観が保持されています。

○河川・水路やため池、農地と一体となって本市の貴重な田園景観や自然景観を形成しています。

【課題】 歴史文化漂うまちなみへの展開

旧集落地には、歴史文化と調和した社寺林や屋敷林などが残されていることから、地域のシンボルとなる貴重なみどりを有する歴史文化漂うまちなみとしての保全が求められます。

⑦歴史街道など

○京街道や東高野街道をはじめ、市域にはみどりの資源を結ぶ歴史街道や文化財、寝屋などに残る歴史あるまちなみが存在しています。

【課題】 歴史・文化漂うまちの雰囲気づくり

市域には国、府、市指定の史跡・文化財が点在しており、これらと一体のみどりが存在することから、歴史文化漂うまちの雰囲気づくりに向けた保全が求められます。

⑧ゆとりある住宅地のみどり

- 東部地域などにおいて、みどり豊かで閑静な住宅地が広く形成されています。
- 地区計画制度を活用した良好な住環境の保全が図られています。

【課題】 ゆとりある住宅地におけるみどりの保全

住宅敷地内の樹木が良好に生長し、みどり豊かなまちなみを形成していますが、所有者の高齢化に伴う維持管理の困難化などにより良好なみどりの喪失や質の低下が懸念されます。

4-2. みどりの充実に関する課題

①大規模公園等（総合公園、広域公園、特殊公園、治水緑地）

○打上川治水緑地では、毎年寝屋川まつりや農業まつりなどの各種イベントが開催されるとともに、平成 28 年度よりサクラ☆プロジェクトによる遊歩道沿いの桜のライトアップが開催されるなど、まちの魅力向上を図るシティプロモーションに取り組んでいます。

○寝屋川公園の事業未着手区域は、大阪府において都市計画公園・緑地（府営公園）の見直し対象区域として検討が進められています。

【課題】本市の魅力をも高めるみどりとして市民の多様なニーズへ対応

本市の魅力をも高める「都市の森」として、自然とのふれあい、健康づくり、水辺の景観の保全、川にまつわる歴史・文化資源の活用促進、地域コミュニティの形成、避難地等としての機能充実とアクセスの確保や安全・安心な利用環境の確保など、みどりの視点から市民等の多様なニーズへの対応が求められます。

【課題】まちづくりの観点などから寝屋川公園のあり方の協議・検討

みどりの骨格に位置付けられる広域公園としてのあり方について、JR東寝屋川駅周辺地域におけるまちづくりや、広域避難場所、後方支援活動拠点等の防災上の視点などから今後の整備の方向性や施設のリニューアルなどの検討について、大阪府との協議が必要です。

②都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子老人憩いの広場）

○日常的なレクリエーションや生物の生息・生育環境の場として市域に配置されています。

○学校等で実施される環境学習や、自治会等でのコミュニティ形成を目的とした活動など、多様な公園の利用方法が見受けられます。

○都市公園等の多くは平成以前に整備されたものであり、遊具等の老朽化が見られます。

【課題】都市公園等のマネジメントの推進

本市の魅力をも高める「都市の森」として、自然とのふれあい、健康づくり、地域コミュニティの形成、避難地としての機能充実とアクセスの確保や安全・安心な利用環境の確保などを進めるため、市民等との協働による計画づくりや民間活力の活用による公園整備とともに、市民等が主体となった公園の管理運営を検討するなど、地域ニーズに応じた公園のマネジメントが求められます。

また、公園施設の老朽化の進行に伴う維持管理費の増加が予想されるため、都市公園等の適正配置や機能集約による更なる機能充実を図るとともに、公園施設の長寿命化により機能保全とライフサイクルコストの縮減に努めることが必要です。

③学校グラウンド、公共公益施設等

- 災害時の避難場所やイベントの実施、市街地内の貴重なオープンスペース、または施設内の植樹などによりみどりの機能が確保されています。
- 市庁舎や公民館、体育館、図書館、市民交流センター、供給処理施設などの公共公益施設が存在します。

【課題】学校グラウンドなどにおけるみどりの取り組みの推進

学校グラウンドなどのオープンスペースを有効に活用するため、学校と地域が連携したみどりの取り組み機会の創出や、継続的な維持管理が可能となるよう、みどりの保全・育成に関する知識や資機材の提供などが求められます。

【課題】植栽事業などによるみどりづくりの推進

公共公益施設における植栽事業や大阪府緑化樹配布事業などによるみどりの取り組みの更なる推進が求められます。

④緑道（友呂岐緑地など）

- 友呂岐緑地の桜保全事業や、サクラ☆プロジェクトによる桜の保全や植樹が行われ、サクラをテーマとしたまちづくりを推進しています。

【課題】人々の交流を促すみどりとしての充実

桜並木などを有する緑道は、水とみどりによるまちなかの自然空間を形成するとともに、うるおいある空間を通じて市民等にやすらぎと潤いを与える貴重な資源であることから、今後も人々の交流を促すみどりとしての充実が求められます。

⑤幹線道路とその沿道地のみどり

- みどりに関するアンケートでは、街路樹は守るべき・増やすべきみどりとして認識されています。
- 主要地方道京都守口線や第二京阪道路では、「みどりの風の軸の形成」に向けた取り組みが行われています。

【課題】街路樹などによるみどりの保全と創出

街路樹は、維持管理上の理由から強剪定する場合があります、美しい樹形の喪失や樹勢の衰えなどが見られます。これらを適正に保全するとともに、新たに整備される幹線道路沿道の植樹など、沿道土地利用や歩道幅員に配慮しつつ、出来る限り緑陰空間の形成に努めることが必要です。

【課題】幹線道路沿道におけるオープンスペースの充実

「みどりの風促進区域」や「景観重点地区」に位置づけられる主要地方道京都守口線や第二京阪道路などの幹線道路沿道において、公共用地・民有地を問わずオープンスペースの充実が求められます。

⑥河川・水路

○一級河川寝屋川では、寝屋川再生ワークショップ（ねや川水辺クラブ）との協働により、寝屋川市駅西側の親水空間や幸町公園、川勝水辺広場を整備するなど、市街地内の貴重な水辺空間が形成されています。

【課題】水辺とふれあう空間の充実

寝屋川再生ワークショップとの協働で平成22年3月に策定した「寝屋川市水辺整備基本構想」の実現に向けた取り組みを継続し、寝屋川、古川、友呂岐水路、幹線水路、二十箇水路、打上川など水辺とふれあう空間の確保とネットワークの更なる充実が求められます。

【課題】水路の環境・景観面からの改善

西部地域を中心に張り巡らされている水路について、内水対策における浚渫や改修を進めるとともに、周辺の土地利用状況などに応じて自然護岸を創出するなど、水路沿いの緑化や修景、水質改善などを進めることにより市民等に親しまれる水辺空間の創出が求められます。

⑦住宅地（全般）のみどり

○既成市街地では住宅敷地内の空間やオープンスペースが限られるため、駐車場や生垣緑化を促進するなど、まちなかのみどりの環境形成に努めています。

○市内に存在する空き家対策の検討を進めています。

【課題】住環境の改善と合わせたみどりの環境形成

ゆとりある都市居住空間の形成を目指す中で、建物の新築や建て替えなどに伴う民有地緑化を推進するなど、まちなかのみどりの充実が必要です。

【課題】環境対策と生活環境の改善の両立

環境対策として地球温暖化の緩和に取り組むとともに、みどりによる生活環境の改善を図り、市民にとって暮らしやすい環境形成が必要です。

【課題】空き地を活用した新たなみどりの創出

空き家除却の促進により安全・安心な住環境の形成を図るとともに、空き地の有効活用による新たなみどりの創出方法の検討が必要です。

⑧商業・業務地のみどり

○鉄道駅周辺地域は、本市の都市核として地域特性に応じたまちのにぎわいと活力ある空間づくりに取り組んでいます。

【課題】人が集まる空間としてみどりを充実

鉄道駅周辺地域は市内外から人々が集まる空間であるため、市民等の目につきやすい建物や空間のみどりなど、まちのシンボルとして都市の顔となる緑化空間の充実が必要です。

【課題】市の玄関口にふさわしい都市景観の形成

鉄道駅周辺地域では、寝屋川市景観計画との連携を図りつつ、本市の玄関口にふさわしい都市景観と一体となった美しいまちなみの形成が必要です。

◎住工共存地のみどり

- 都市活力を支える工場等の操業環境と住環境の調和を目指した市街地形成に取り組んでいます。
- 近年の工場撤退などに伴い、住宅地への建て替えが進んでいます。

【課題】工場敷地等のみどりの充実・活用

民間事業者の敷地におけるまとまりのあるみどりは、地域における貴重なみどりとしての充実を図るとともに、地域に親しまれるみどりとしての活用が求められます。

【課題】住工共存地域における操業環境と居住環境の調和

工場・事業所と住宅地などが近接していることから、周辺の景観や環境に配慮した土地利用を誘導する中で、工場敷地における緑化や住宅地への転換時におけるみどりの創出など、操業環境と居住環境が調和したまちなみの形成が必要です。

4-3. みどりの創出に関する課題

①都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっ子老人憩いの広場）

○住区基幹公園等は市域に充足するように都市計画決定されていますが、事業未着手の公園が存在します。

【課題】長期未着手の都市計画公園の見直し

社会情勢が変化中、地域の多様なニーズを踏まえ、既存のみどり資源の充実などによる代替手法の活用により地域のみどりを確保や機能を維持した上で、長期未着手の都市計画公園の必要性の検討が必要です。

②密集住宅地区のみどり

○京阪本線の3駅（寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅）周辺に密集住宅地区が形成されており、狭隘な生活道路や木造住宅の建て詰まりなどの防災上の課題に対応するため、主要生活道路の拡幅や共同協調建て替えの促進、空き家の除却などを進めています。

【課題】オープンスペースの確保

密集住宅地区では十分なオープンスペースが存在しないことや、延焼遮断施設が希薄なことから、主要生活道路の拡幅や建物の不燃化による災害に強いまちづくりを進める中で、公園、広場などのオープンスペースを確保するなど不燃領域率を高める必要があります。

【課題】空き地を活用した新たなみどりの創出

空き家除却を促進することにより、安全・安心な住環境の形成を図るとともに、空き地の有効活用による新たなみどりの創出方法の検討が必要です。

③まちづくり計画におけるみどり

○京阪本線連続立体交差事業の推進や対馬江大利線の整備、東寝屋川駅周辺のまちづくりが進められています。

【課題】計画的なまちづくり事業や景観計画等と連携したみどりの創出

鉄道駅周辺における市街地開発事業や駅につながる街路整備などとあわせて、市街地における新たなオープンスペースの創出やシンボルとなる景観形成を図るなど、まちづくり関連事業との連携によるみどりの取り組みが必要です。

4-4. みどりのネットワークに関する課題

①水辺空間や歴史街道を活かしたネットワークの充実

○市街地における水辺空間はうるおいと安らぎを与える空間として存在し、生物の生息・生育環境として連続性があることから、みどりをつなぐネットワークを形成する貴重な資源です。

○京街道や東高野街道などのみどりの資源を結ぶ歴史街道や文化財、寝屋などに残る歴史あるまちなみが存在しています。

【課題】河川等のつながりを踏まえた水辺環境のネットワークの充実

河川等の水辺空間は、生物の生育・生息環境や都市景観の形成、または水辺とのふれあいなど多様な機能を有することから、周辺市を含めた連続性を十分に踏まえつつ、市民等に親しまれる水辺空間としての保全とともに更なるネットワークの充実が求められます。

【課題】歴史・文化とともに共存するみどりのネットワークの充実

歴史文化資源や歴史街道を活かしたウォーキングルートなどを活用したネットワークの充実が求められます。

②主要な幹線道路によるネットワークの充実

○広域連携軸である第二京阪道路、国道1号（寝屋川バイパス）、国道163号、国道170号、主要地方道茨木寝屋川線や、地域連携軸である主要地方道京都守口線、主要地方道枚方交野寝屋川線、主要地方道枚方富田林泉佐野線、主要地方道八尾茨木線などの幹線道路が通過しています。

【課題】主要な幹線道路によるみどりのネットワークの充実

主要な幹線道路は、大規模な公園緑地をはじめとするみどりをつなぐネットワーク軸となり、みどりの連続性や風が抜ける空間としての機能を発揮するとともに、避難地へのアクセスや空間形成などの道路機能を有することから、これらの機能維持や新たな道路整備により更なるネットワークの充実が必要です。

③桜街道による新たなネットワークの創出

○鉄道駅を拠点として市域の桜の名所へのルートを桜街道としてつなげる「サクラ☆プロジェクト」を推進しています。

【課題】サクラ☆プロジェクトの推進によるみどりのネットワークの形成

シティプロモーションの一環として取り組むサクラ☆プロジェクトによる鉄道駅を拠点とした桜街道の整備など、まちの魅力向上に貢献する新たなみどりのネットワーク形成が必要です。

4-5. 協働のみどりに関する課題

①市民との協働によるみどりの取り組み

○人口減少や市民ニーズの多様化などで地域を取り巻く環境が変化する中、みんなで支えあって助け合えるつながりの深いまちをつくるために、平成 25 年 3 月に「寝屋川市地域協働推進プラン」を策定し「地域協働」の取り組みを進めています。

○公園・緑地等植栽サポーター制度や花いっぱい植栽事業を実施するなど、市民協働による公共施設やまちかどの緑化を展開しています。

【課題】市民との協働によるみどりづくりの充実

平成 13 年策定計画に基づいて、これまでに実施した協働によるみどりの取り組み事例を活かして、市域全体へと発展させるなど一層の充実が求められます。

【課題】みどりに関わるきっかけづくりや仕組みの構築

自宅での植栽をはじめ、地域コミュニティの醸成などに貢献する道路、公園、河川などの公共施設における清掃活動のほか、様々な情報提供をはじめ活動場所や資材等の提供、または技術的支援を行うことにより、市民がみどりと関わりやすい環境づくりと仕組みの構築が求められます。

②事業者との協働によるみどりの取り組み

○みどりに関するアンケートでは、みどりの取り組みのきっかけとして「地域住民や行政との連携に関する支援」や「みどりの取り組み事例などの情報提供」が求められています。

【課題】みどりを通じた地域への社会貢献の仕組みの検討

民間事業者の敷地におけるまとまりのあるみどりは、地域における貴重なみどりとして充実させるとともに、地域に親しまれるみどりとしての活用など、企業 CSR などの社会貢献活動として操業地域や市内各所におけるみどりの取り組みに関わる仕組みの構築が求められます。

【課題】住工共存のまちなみ形成とあわせた地域コミュニティの形成

民間事業者の社会貢献活動などによる地域におけるみどりの取り組みの促進と、民間事業者及び住宅の敷地内における緑化を図るなど、地域一体となったみどりの取り組みを進めることにより、地域コミュニティの更なる醸成が求められます。

③学校との協働によるみどりの取り組み

○学校法人等との包括連携協定を活用した取り組みの推進により、地域産業の活性化や地域課題の解決などを図るとともに、連携先の拡充検討を進めています。

【課題】学校と連携した地域の拠点となるみどりの創出

学校との連携を図る中で、新たなみどりの担い手の育成や学校敷地等における取り組みを促進するなど、地域の拠点としてのみどりの創出が求められます。

④多様な主体との連携によるみどりの取り組み

○みどりに関するアンケートでは、取り組みのきっかけとして「みどりに関する活動を広く周知するための PR」や「地域住民や行政との連携に関する支援」、「みどりに関する取り組み事例などの情報提供」が求められています。

【課題】多様な主体との連携を図る仕組みの検討

市民・事業者・学校との協働、共助によるみどりづくりを推進するためには、情報提供や活動の PR はもとより、各者が連携し一体となって取り組む必要があることから、みどり法人（民間主体）による自発的な緑地の保全・管理や公園協議会による管理運営などに加えて、多様な主体との連携が可能となる仕組みの構築が求められます。

⑤みどりの普及・啓発活動

○友呂岐緑地の桜保全事業やサクラ☆プロジェクトによる桜の保全や植樹を実施するなど、サクラをテーマとしたまちづくりに資する水とみどりのネットワークの形成を推進しています。

【課題】桜などのみどりを活用したシティプロモーションなど、市の魅力や都市格の向上

市域全体で取り組む桜の保全・植樹の継続実施により、市内外からの来訪者にとって印象的なみどりとしての更なる充実が求められます。

【課題】環境改善やみどりの保全育成に関する市民意識の醸成

既存のイベントなどを通じて、市民等がみどりに関わる機会を設けるなど環境やみどりに対する意識の醸成を図るため、みどりの取り組みの更なる拡大が求められます。

5. 改定の視点

前項で整理した「みどりの保全」「みどりの充実」「みどりの創出」「みどりのネットワーク」「協働のみどり」から見た本市のみどりの課題を踏まえ、改定の視点を次のとおり示します。

①本市の骨格的なみどりを引き続き保全・活用

淀川河川公園、寝屋川公園、打上川治水緑地など広域的なレクリエーション利用が期待され、本市の骨格となる重要なみどりについては引き続き保全及び活用が求められます。

②公園緑地などの施設緑地に加え、地域制緑地などの身近なみどりの拠点の充実

市街地内に存在する都市公園等のマネジメントや、教育機関におけるみどりを確保するとともに、残存する農地をみどりとして位置づけるなど、まとまりのある多様なみどりを確保することにより、地域に身近なみどりの拠点の充実が求められます。

③土地利用状況などに応じたみどりの充実

住宅地や商業・業務地、住工共存地などの土地利用状況をはじめとする地域の特性に応じて、環境、景観、地域貢献などの多様な視点から、きめ細やかなみどりの充実が求められます。

④桜街道や水辺、歴史文化資源など、特徴的なみどりを活用したネットワークの形成

寝屋川などの水辺空間、市民に身近なみどりとなる都市公園や緑道、幹線道路のみどり、市域に存在する歴史文化資源を一体的に保全・活用し、みどりの拠点をつなぐ水のみどりのネットワークの形成が求められます。

⑤協働・共助によるみどりの取り組みを広げる仕組みづくり

市民による大和公園の管理運営や寝屋川再生ワークショップなどの事例を踏まえ、市民等の協働・共助や企業の社会貢献活動、または教育機関との連携による取り組みを継続するための仕組みづくりとともに、国や大阪府、周辺市との連携を更に強化するなど、広域的・包括的なみどりづくりが求められます。

6. 基本方針

これまでに整理した本市のみどりの現状や課題、または改定の視点などを踏まえて、本計画の基本理念とみどりの将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針を示します。

6-1. 基本理念

本市には、淀川、寝屋川、生駒山麓のみどりをはじめ、貴重な生物の生息・生育場所となる自然環境や、市民の暮らしに安らぎと潤いを与えるまちなかの公園、歴史文化とともに存在する社寺林や保存樹、水辺とふれあえる親水空間、道路の街路樹や花壇などの公共施設のみどり、住宅地のみどりなどが存在しています。

これらのみどりは、古くから本市の歴史の中で生まれ、豊かな市民の暮らしを支えるとともに、安全・安心なまちづくりの礎となるなど、市の魅力を向上させるとともに地域への愛着を育むためには貴重な存在となっています。

しかしながら、近年の都市化の進展によるみどりの減少や、みどりに求められる役割の多様化などに対応し、これらのみどりを守り、生み出し、育むためには、行政だけではなく市民、事業者、学校などの多様な主体による取り組みが重要となります。

そこで、各主体が共に目標をひとつにし、協働・共助によるみどりのまちづくりを進めることにより本計画の実現を目指すため、次の基本理念を掲げます。

< 基本理念 >

協働・共助により発展する 水とみどりの中核市寝屋川

市民・事業者・学校・行政の協働・共助によるみどりのまちづくりを進め、淀川や寝屋川などの豊かな水と大規模な公園緑地におけるみどりの自然環境の保全や、まちなかのきめ細やかなみどりを保全、創出、充実し、つなげることにより、水とみどりの中核市寝屋川としての更なる発展を目指します。

6-2. みどりの将来像

概ね 20 年後における本市のみどりの将来像は、「骨格となるみどり」、「拠点となるみどり」、「土地利用に応じたみどり」、「ネットワークを形成するみどり」で構成しており、それぞれのみどりの保全、創出、充実を図ります。



凡例

■骨格となるみどり	■土地利用に応じたみどり	■ネットワークを形成するみどり
<ul style="list-style-type: none"> 自然と歴史文化溢れるみどりの保全・再生 多様な機能を有する大規模公園等の充実 	<p>シンボルとなるみどりの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道路駅周辺地域 学校・公共施設 <p>地域性に応じたきめ細やかなみどりの保全・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 社寺林・保存樹 	<p>みどりの骨格や拠点をつなげる</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な河川・水辺 主要な幹線道路沿いのみどり 歴史街道等のみどり
■拠点となるみどり		■緑化重点地区・保全配慮地区
<p>都市公園の創出・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣公園 街区公園 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地(全般) 商業・業務地 市街化区域内農地 市街化調整区域内農地 密集住宅地区 住工共存地 旧集落地 樹林地 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化重点地区 保全配慮地区

※本将来像図は、主な内容を示したものであり、その全てを網羅したものではありません。

6-3. 基本方針

基本理念に基づき、みどりの将来像を実現するための基本方針を次のとおり設定します。

基本方針1 骨格となるみどり

(1) 自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する

淀川河川公園が有する広域的な自然環境について、歴史文化との調和を踏まえつつ、淀川河川公園流域協議会などとの連携による取り組みを進めることにより保全・再生します。

(2) 多様な機能を有する大規模公園等を充実する

多様な機能を有する打上川治水緑地などの大規模公園等は、管理運営の方向性を踏まえた多様な主体との連携と協働による諸課題の解決に向けた取り組みや、都市計画公園・緑地（府営公園等）の見直しについて大阪府との協議・調整を図り、都市の魅力向上に寄与するみどりとして充実します。

基本方針2 拠点となるみどり

(1) 都市公園のあり方を示す

身近な都市公園に求められる多様な機能の充実を図るとともに、地域性を踏まえた機能分担等による適正配置の方針などを検討します。

(2) 都市公園を創出する

みどりの将来像を踏まえた都市公園の適正配置や、地域特性による必要機能を明確にした上で、公園が不足する地域などにおける優先順位を踏まえた都市公園の整備を推進します。

(3) 都市計画公園を見直す

市が決定する都市計画公園・緑地（市町村公園）について、地域におけるみどりの状況や、都市計画公園に求められる機能などを明確にした上で、必要に応じて見直しを行います。

(4) 都市公園の質を高める

都市公園の再整備を進めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行うなど、都市公園の質を高めます。

基本方針3 土地利用に応じた みどり

(1) シンボルとなるみどりを充実する

市のシンボルとなる寝屋川市駅などの鉄道駅周辺地域における都市核としてふさわしいみどり豊かなまちなみ景観の形成や、地域のシンボルとなる公共公益施設などにおけるみどりを充実します。

(2) 地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する

土地利用特性などの地域性に応じて、建物の新築や建て替え時における緑化の誘導や、大規模敷地におけるみどりの創出、またはポケットパークなど市民等に親しまれる空間づくりを進めるとともに、農地の計画的な保全や活用を図ります。

基本方針4
ネットワークを
形成するみどり

(1) みどりの骨格や拠点をつなげる

主要な幹線道路における交通機能等に配慮した沿道緑化の推進や、寝屋川等の河川における水環境の保全、友呂岐緑地などの緑道における桜並木の保全、または歴史街道における景観形成など、広域的な視点を踏まえつつ、生物の生息・生育環境の連続性などに配慮した上で、みどりの骨格や拠点をつなげます。

(2) きめ細やかなみどりをつなげる

市内に存する水路網の保全、または区域内道路や文化と歴史のみちを活用した花いっぱいの道路沿道を創出し、土地利用に応じたきめ細やかなみどりをつなげます。

(3) エコロジカルネットワークの形成

みどりの骨格や拠点を中心とした自然環境の有機的なつながりや、生物の生息・生育空間の連続性が確保され、適切に配置されたエコロジカルネットワークを形成します。

基本方針5
みどりの管理運営

(1) 行動に関わる仕組みをつくる

多様な主体がみどりの取り組みに関する情報交換や行動に向けた話し合いを行うための組織の設置や、助成制度等の充実を進めます。

(2) 協働の取り組みを進める

多様な主体がそれぞれの役割を踏まえた協働の取り組みを進めるため、新たな担い手を育成するとともに、行政による様々な支援を行うことにより、みどりの質の向上や地域コミュニティの醸成を目指します。

(3) みどりを普及・啓発する

市の都市格の向上や、幅広い年齢層による多くの市民等におけるみどりへの関心や取り組みのきっかけを創出するため、みどりの取り組みに対する表彰や啓発パンフレットの発行、またはホームページ、SNSによる情報を発信するとともに、みどりを活かしたシティプロモーションを推進します。

6-4. みどりの目標設定

市民・事業者・学校・行政による協働・共助によるみどりのまちづくりを進める中で、本計画の進捗状況や成果などを共有しつつ実現を目指すため、目標年次（平成52年）におけるみどりの全体目標を設定します。

① 緑地の目標水準

全体目標1：市域面積に対する緑地の割合を約14.7%から20.0%にします。

都市公園、ちびっこ老人憩いの広場などの小規模公園、街路樹などの整備や公共公益施設の緑化による施設緑地の確保と民有地を含めた地域制緑地の指定により、市域面積に対する緑地の割合20.0%以上を目指します。

目標	策定時（平成12年）		改定時（平成30年）		目標年次（平成52年）	
	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合
1 緑地の確保目標水準	201.08ha	約19.0%	363.20ha	約14.7%	494.00ha	20.0%

※緑地とは、施設緑地および地域制緑地の合計

② 都市公園の整備目標

全体目標2：市域全体における整備目標を130.75haから約140haにします。

公園が不足する地域や防災上整備が求められる場合など、整備の必要性を十分に踏まえた上で優先順位を重視した公園整備を推進し、市域の都市公園面積約140haを目指します。

目標	策定時（平成12年）	改定時（平成30年）	目標年次（平成52年）
	市域全体の整備状況(面積)	市域全体の整備状況(面積)	市域全体の整備状況(面積)
2 都市公園の整備目標	111.43ha	130.75ha	約140ha

※都市公園とは、街区、近隣、地区、特殊、広域、国営、都市緑地、その他の都市公園の合計

③ 緑被率の目標水準

全体目標3：市域面積に対する緑被地の割合を約18.4%から25.0%にします。

公共公益施設及び民有地の緑地の保全や緑化を推進し、樹林や樹木、草地等（芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）、農地のみどりで覆われたエリアの市域面積に対する割合25.0%以上を目指します。

目標	策定時（平成12年）		改定時（平成30年）		目標年次（平成52年）	
	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合
3 緑被率の目標水準	-		455.31ha	約18.4%	617.50ha	25.0%

※緑被率とは、市域面積に対する緑被地（樹林や樹木、芝生、草地等みどりで覆われた場所）の割合

④ 地域制緑地の目標水準

全体目標4：市域面積に対する地域制緑地の割合を向上させます。

生産緑地地区の指定や緑化に関する各種制度を活用して地域制緑地の指定を拡大し、市域面積に対する地域制緑地の割合を向上させます。

目標	策定時（平成12年）		改定時（平成30年）		目標年次（平成52年）	
	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合	面積	市域面積に対する割合
4 法的担保性のある地域制緑地の指定目標水準	295.14ha	約11.9%	162.12ha	約6.6%	向上	

※法的担保性のある地域制緑地とは、ため池、生産緑地地区、市街化調整区域内農地、地域森林計画対象民有林、建築物緑化促進制度（府自然環境保全条例）、地区計画による地区施設、史跡

6-5. 計画の体系

本計画の体系を次のとおり示します。

《基本理念》

協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川

	基本方針	基本施策
基本方針1 骨格となるみどり	(1) 自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する	① 淀川河川公園の保全・再生
	(2) 多様な機能を有する大規模公園等を充実する	② 広大な自然の眺望を備えた景観の形成
基本方針2 拠点となるみどり	(1) 都市公園のあり方を示す	③ パークマネジメントの推進
	(2) 都市公園を創出する	④ 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整
	(3) 都市計画公園を見直す	⑤ 住区基幹公園等の都市公園のあり方の検討
	(4) 都市公園の質を高める	⑥ 都市公園の整備
基本方針3 土地利用に応じたみどり	(1) シンボルとなるみどりを充実する	⑦ 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し
	(2) 地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する	⑧ 市民が満足できる公園づくり
基本方針4 ネットワークを形成するみどり	(1) みどりの骨格や拠点をつなげる	⑨ 安全安心を確保する効率的な公園の維持管理
	(2) きめ細やかなみどりをつなげる	⑩ 鉄道駅周辺における緑化
	(3) エコロジカルネットワークの形成	⑪ 公共公益施設等における緑化
基本方針5 みどりの管理運営	(1) 行動に関わる仕組みをつくる	⑫ 歴史・文化資源等におけるみどりの保全
	(2) 協働の取り組みを進める	⑬ 生駒山麓における景観の保全
	(3) みどりを普及・啓発する	⑭ 農地の保全・活用
		⑮ 大規模敷地における緑化
		⑯ 建築敷地等における緑化
		⑰ 小規模公園等の充実
		⑱ セミパブリック空間におけるみどりの創出
		⑲ 親しめる街路樹などの保全・創出
		⑳ 歴史・文化とみどりの調和とつながりの保全
		㉑ 水辺環境の保全・活用
		㉒ 身近な道路におけるみどりの充実
		㉓ 市内水路網の保全
		㉔ エコロジカルネットワークの形成
		㉕ 協働・共助・連携にかかる仕組みの構築
		㉖ みどりの関連制度の充実
		㉗ みどりの担い手の育成
		㉘ みどりの取り組みへの支援
		㉙ みどりに関する情報の発信・共有
		㉚ みどりを活かしたシティプロモーションの推進

具体施策

1 ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生 重点2	2 淀川河川公園を活用したみどりの取り組みの促進 重点2
3 淀川周辺の自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成 重点2	
4 大規模公園の戦略的なマネジメント 重点1	5 公園協議会などによる管理運営 重点1
6 大規模公園のリニューアル 重点1	
7 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整 重点1	
8 （仮称）寝屋川市における都市公園（住区基幹公園等）のあり方の検討 重点1	
9 協働による都市公園の計画づくり 重点1	10 計画的かつ効果的な都市公園の整備 重点1
11 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し	
【再掲】9 協働による都市公園の計画づくり 重点1	12 都市公園の再整備 重点1
13 地域ニーズに応じた都市公園の管理運営 重点1	
14 （仮称）寝屋川市公園施設インフラ保全計画に基づく維持管理	
15 市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実 重点1重点3	16 鉄道駅周辺の景観重点地区における景観形成 重点1
17 地域のモデルとなる先導的な緑化 重点1	18 地域活動拠点としての学校敷地等の活用 重点1
19 歴史・文化資源と調和した地域のシンボルとなる樹木などの保全 重点2	
20 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成 重点1	21 緑地協定制度等を活用した樹林地の保全
22 市街化調整区域内農地の保全	23 生産緑地地区の決定及び特定生産緑地の指定
24 農地の多機能性を踏まえた活用	
25 公開性の高い地域のみどりのシンボルの創出 重点1	
26 新たなまちづくりと併せた計画的な緑化 重点1	27 まちなかに広げる民有地のみどり 重点1
28 身近なみどりとふれあいの場の創出 重点1	29 小規模公園等の利用形態の転換や統廃合
30 みどりの風促進区域における緑化	31 主要な幹線道路沿道における景観形成 重点1
32 新たな道路整備に併せた街路樹などの整備 重点1	33 街路樹などの適切な維持管理
34 歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成 重点1重点2	
35 親水空間の整備	36 親水空間の活用 重点1重点2
37 主要な河川等におけるみどりの保全・創出 重点1重点2	38 水環境の保全に向けた調査・研究 重点2
39 身近な道路沿道の緑化 重点1	
40 （仮称）河川施設等インフラ保全計画に基づく水路の維持管理	41 水路改修等に伴う多自然川づくり
42 生態的回廊空間の保全 重点2	
43 庁内関係課及び国・大阪府・周辺市との連携の強化	44 協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築 重点4
45 みどりの相談窓口の設置 重点4	
46 財源の確保	47 助成制度の充実
48 みどり資源のリサイクル	
49 みどりの取り組みへのきっかけづくり 重点4	50 みどりの専門家の育成 重点4
51 みどりの取り組み場所の確保 重点4	52 資機材等の提供 重点4
53 技術的な支援 重点4	
54 啓発イベント等の実施 重点4	55 情報の発信・共有 重点4
56 みどりのプロジェクトの推進 重点1	

重点施策

重点施策1
緑化重点地区

重点施策2
保全配慮地区

重点施策3
実感できるみどりの創出
(緑視率調査)

重点施策4
協働・共助によるみどりの
まちづくりの仕組みづくり

凡例

- 重点1** 「重点施策1 緑化重点地区」において位置づける具体施策
- 重点2** 「重点施策2 保全配慮地区」において位置づける具体施策
- 重点3** 「重点施策3 実感できるみどりの創出」において位置づける具体施策
- 重点4** 「重点施策4 協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり」において位置づける具体施策

7. 基本施策及び具体施策

基本施策の概要と具体施策の内容について示します。

基本施策① 淀川河川公園の保全・再生

市域西部に流れる淀川に整備されている淀川河川公園は、本市を代表する大規模な自然環境が形成されています。これまでのスポーツ・レクリエーション機能は一定保持しつつも、近年失われつつある自然環境の保全・再生を目指し、国が取り組む「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」に基づくワンド群や低水護岸の改善などを進めるため、淀川河川公園中流左岸地域協議会との更なる連携を図ります。

具体施策1 ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生 **重点2**

淀川河川公園は、生物多様性ホットスポット（淀川ワンド）の一部として、イタセンパラやアユモドキといった絶滅危惧種が生息する自然環境を有するとともに、市民団体による「淀川まるごと体験会」や「茨田樋イチョウまつり」が開催されるなど、市民にとって水辺と親しみ、自然環境の学び場となっています。

これらを踏まえ、国が取り組む「点野親水空間整備事業」における点野ワンドの植生管理（伐木、外来種の除去等）による環境改善や、高水敷の切り下げによる自然環境の連続性の確保などについて、淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画などを通じて促進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 点野水辺づくりワークショップへの参画
- 点野水辺プロジェクトの検討、実施

行政

- 淀川河川公園整備・管理運営プログラムの促進に係る国との協議
- 淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画

■関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）
- 太間・点野地区公園整備計画（平成 25 年 3 月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成 29 年 3 月）



イタセンパラ

（大阪府生物多様性センターHP より）

ねや川水辺クラブ、大学、地域住民等が参画する淀川河川公園中流左岸地域協議会において取り組んでいる「点野親水空間整備事業」や生き物観察会、水辺のふれあい体験、清掃活動などの取り組みを踏まえ、これまでの自然体験やスポーツ振興などの利用に加えて、新たなニーズに対応できる管理運営を展開する中で、多様な主体とともに淀川河川公園を育て使いこなし、訪れる人々の笑顔がはじける公園づくりのチャレンジを展開する「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」の促進について、国との連携を図りつつ、市民等によるみどりの取り組みを促進します。



点野親水空間での活動風景
 (「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」より)

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 淀川河川公園の活用（自然とのふれあい、環境学習、スポーツ・レクリエーションなど）
- 淀川河川公園の管理運営への参画 **新規**
- 【再掲】点野水辺づくりワークショップへの参画
- 【再掲】点野水辺プロジェクトの検討、実施

行政

- 【再掲】淀川河川公園整備・管理運営プログラムの促進に係る国との協議
- 【再掲】淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画

■関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）
- 太閤・点野地区公園整備計画（平成 25 年 3 月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成 29 年 3 月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）

基本施策② 広大な自然の眺望を備えた景観の形成

「寝屋川市景観計画」に基づく取り組みを踏まえ、歴史文化との調和やつながりに配慮しつつ、広大な水とみどりの空間を活かした景観形成を進めるなど、京街道や茨田堤碑などの歴史文化とも調和した空間の形成を目指します。

具体施策3 淀川周辺の自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成 **重点2**

「寝屋川市景観計画」に基づく淀川河川軸景観重点地区において、自然のうらおいが感じられる、豊かな水とみどりがつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しい街なみや山なみが織りなす広大な景観を守り、育てる取り組みを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民 事業者

- 法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 景観形成基準に基づく指導

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

基本施策③ パークマネジメントの推進

都市基幹公園などの大規模公園は、多くの市民が日常的なレクリエーションや健康づくりを行い、市のイベント等にも利用されています。また、災害時には広域避難地等となるとともに、自然や歴史文化を保全する公園も存在するなど、多様な機能を有していることから、指定管理者に加えて、公園協議会による管理運営を検討するなど、更なる魅力や質の向上を目指します。

具体施策4 大規模公園の戦略的なマネジメント **重点1**

多様な機能を有する大規模公園について、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化や管理費の増大などに対応するため、多様な主体との協働により、大規模公園のリニューアルに関する内容や今後の管理運営などの共通ルールとして「パークマネジメントプラン」を策定するなど、戦略的なマネジメントを推進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議
- 新たな公園協議会の設置検討 **新規**
- パークマネジメントプラン（管理運営の目標・計画・実施方針の立案）の策定 **新規**
- パークマネジメントプラン推進方策の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策5 公園協議会などによる管理運営 **重点1**

みどりの骨格として位置づけられる多様な機能を有する大規模公園について、指定管理者による管理運営に加えて、新たな公園協議会の設置を検討するなど、利用者のニーズを踏まえた多様な主体との連携による管理運営を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 指定管理者による管理運営
- 民間活力を活かした公園施設の整備・管理運営の検討 **新規**
- 【再掲】府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議
- 【再掲】新たな公園協議会の設置検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策6 大規模公園のリニューアル **重点1**

都市公園の利用に関する地域ニーズへの対応や計画的な公園施設の維持管理を進める中で、機能改善などが必要と考えられる大規模公園について、多様な利用の促進に向けた都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図り、地域の活性化に資する公園機能の充実を目指してリニューアルを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 安全・安心や公園活性化の視点による公園施設の再整備の検討 **新規**
- 【再掲】府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議
- 【再掲】民間活力を活かした公園施設の整備・管理運営の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策④ 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整

「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づき、大阪府において見直しの検討を進められており、今後の方向性等について、大阪府との協議・調整を図ります。

具体施策7 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整 **重点1**

都市計画公園・緑地（府営公園）の事業未着手区域における広域避難場所や後方支援活動拠点などの今後必要となる機能の必要性について、大阪府が実施する「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づく評価に係る協議・調整を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づく評価等に係る大阪府との協議・調整

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 東部大阪都市計画マスタープラン（平成 28 年 3 月）
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）
- 都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成 24 年 3 月）

基本施策⑤ 住区基幹公園等の都市公園のあり方の検討

身近な都市公園に求められる都市景観や災害防止、環境保全などの多様な機能の充実を図るとともに、地域性を踏まえた機能分担等による適正配置の方針などを検討します。

具体施策8 (仮称) 寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方の検討 **重点1**

住区基幹公園などの市民にとって身近な都市公園について、計画的な整備等を行うため、住区基幹公園の標準面積相当の都市公園の確保が困難な地域の有無や、地域に求められる機能を把握するとともに、周辺の都市公園等との機能や利用範囲の重複を避けるなど、既存公園を含めた都市公園の適正配置や機能分担の方向性などを示した「(仮称) 寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を検討します。

■取組内容・取組主体

行政

- 都市公園現況等の調査 **新規**
- 都市公園の適正配置の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策⑥ 都市公園の整備

都市公園の整備に当たっては、みどりの将来像の実現に向け、地域性を踏まえた機能分担等による適正配置を図るとともに、公園が不足する地域や防災上整備が求められる場合など、整備の必要性を十分に踏まえた上で、優先順位を重視した整備を推進します。

具体施策9 協働による都市公園の計画づくり **重点1**

都市公園の整備にあたっては、密集住宅地区における避難地や延焼遮断などの防災性の向上、または自然環境を有する地域における動植物との共生を目指した環境整備など、地域に応じた都市公園づくりが求められます。

また、日常利用の視点からは、市民ニーズを踏まえた地域の活性化に資する公園機能が重要となることから、「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を踏まえた上で、ワークショップなどによる市民等との協働による計画づくりを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- ワークショップなどへの参画

行政

- ワークショップなどによる計画づくりの推進

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策10 計画的かつ効果的な都市公園の整備 **重点1**

「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」やワークショップによる計画づくりを踏まえつつ、都市計画公園・緑地の見直しや公共施設の再編に向けた取り組み状況などを勘案した上で、公園が不足する地域や防災性の向上が求められる地域などにおける都市公園を優先的に整備します。

また、市街地開発事業などの計画的なまちづくりが行われる区域においては、法令等による基準を遵守するとともに地域ニーズを踏まえた上で、計画区域内の土地利用計画とも整合を図りつつ、魅力ある都市公園を創出します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 優先順位を踏まえた都市計画公園・緑地の整備
- 計画的なまちづくりとあわせた都市公園の整備
- 公共施設再編に伴う跡地活用などによる都市公園整備の検討

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市都市計画マスタープラン(平成24年3月)
- 寝屋川市立地適正化計画(平成30年4月)
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)

基本施策⑦ 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し

近年の都市公園整備においては、都市計画決定後の都市的土地利用の進展や、財政的な制約などにより用地の確保が困難な状況が続いています。

このため、市が決定する都市計画公園・緑地について、地域におけるみどりの状況や、都市計画公園・緑地に求められる機能などを明確にした上で、必要に応じて見直しを行います。

具体施策11 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し

「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」に基づき、長期未着手、未完成の都市計画公園・緑地の必要性や代替機能の確保などの視点から見直しを行います。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案

行政

- 庁内検討委員会の設置
- 市運用基準の作成
- 「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」及び市運用基準に基づく評価
- 都市計画公園・緑地（市町村公園）の定期的な見直し 新規

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（平成 25 年 6 月）

基本施策⑧ 市民が満足できる公園づくり

「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を踏まえ、既存都市公園の再整備を実施するなど、市民が満足できる公園づくりを進めます。

具体施策9 協働による都市公園の計画づくり(再掲) **重点1**

都市公園の整備にあたっては、密集住宅地区における避難地や延焼遮断などの防災性の向上、または自然環境を有する地域における動植物との共生を目指した環境整備など、地域に応じた都市公園づくりが求められます。

また、日常利用の視点からは、市民ニーズを踏まえた地域の活性化に資する公園機能が重要となることから、「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を踏まえた上で、ワークショップなどによる市民等との協働による計画づくりを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】ワークショップなどへの参画

行政

- 【再掲】ワークショップなどによる計画づくりの推進

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策12 都市公園の再整備 **重点1**

「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」や、市民ワークショップ等により策定した計画などを踏まえ、都市公園の再整備を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 地域ニーズ等を踏まえた都市公園の再整備の検討

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策13 地域ニーズに応じた都市公園の管理運営 **重点1**

ワークショップなどにおける計画づくりを踏まえて整備された都市公園などは、安全・安心かつ快適な利用とともに有効活用を図るため、地域の状況や都市公園の特性に応じた利用方法や維持管理などの仕組みづくりが重要です。

このため、健康づくり、子育て、教育など多様な分野との連携による利用促進や、美化清掃、花壇づくりなどを通じたコミュニティ形成の場、または地域が主体的に実施するイベントの開催などの都市公園の管理運営や、指定管理者制度の活用などによる柔軟な管理運営を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市 民

- 公園愛護会などによる清掃活動
- 都市公園における植栽活動
- 地域による都市公園の管理運営の推進

行 政

- 公園愛護会への支援
- 公園・緑地等植栽サポーター制度の促進
- 記念植樹事業の促進
- 健康花壇設置事業の促進
- 指定管理者制度の活用などによる柔軟な都市公園の運営

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策⑨ 安全安心を確保する効率的な公園の維持管理

安全で安心できる公園利用を一層促進するため、公園施設のバリアフリー化や長寿命化に向けた計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

具体施策14 (仮称) 寝屋川市公園施設インフラ保全計画に基づく維持管理

「(仮称) 寝屋川市公園施設インフラ保全計画」に基づき、遊具などの公園施設の定期的な点検を実施し、常時不具合や損傷の状態を把握できるよう取り組むとともに、安全性の確保等の視点から優先的に対策を講じる必要のあるものから修繕、更新を実施するなど、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

また、利用者の安全性向上に向けた防犯カメラの設置や公園灯の LED 化、公園施設のバリアフリー化を推進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 公園施設の定期的な点検
- 公園施設のバリアフリー化の推進
- 植栽管理マニュアルに基づく維持管理
- 防犯カメラの設置
- 公園灯の LED 化
- 長寿命化を前提とした公園施設の維持管理 **新規**
- 公園施設点検マニュアルの作成 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）
- 寝屋川市植栽管理マニュアル

基本施策⑩ 鉄道駅周辺における緑化

市内外から多くの人が集まる寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、東寝屋川駅の鉄道駅周辺は、「寝屋川市景観計画」における景観重点地区として市のシンボルとなる景観形成を目指す中で、みどりが多いと感じることができる空間づくりを進めるとともに、「サクラ☆プロジェクト」による鉄道駅を拠点とした桜街道を整備するなど、市の魅力と都市格の向上を図ります。

具体施策15. 市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実 **重点1** **重点3**

多様な都市機能が集積し、市内外から多くの人々が訪れる鉄道駅周辺地域では、寝屋川市駅西側の寝屋川せせらぎ公園や萱島駅のクスノキ、または東寝屋川駅前の寝屋川公園などをはじめシンボルとなるみどりが多く存在しています。

このため、これらのシンボルとなるみどりの保全とあわせて、駅につながる道路整備に伴う緑化や、「サクラ☆プロジェクト」による桜街道の整備、または公民連携によるみどり豊かな街区の形成を図るなど、市内外から訪れる人々が実感できるみどりを充実します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 駅前などにおけるみどりの取り組みの推進

行政

- 駅前などにおけるみどりの取り組みの推進
- サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備
- 大阪府実感できるみどりづくり事業の促進
- 緑視率調査の実施 **新規**

■関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 大阪府緑視率調査ガイドライン（平成25年8月）
- サクラ☆プロジェクト

具体施策16. 鉄道駅周辺の景観重点地区における景観形成 **重点1**

「寝屋川市景観計画」における景観重点地区（寝屋川市駅東再開発地区周辺、香里園駅東再開発地区周辺、東寝屋川駅駅前広場周辺、香里園駅西側駅前広場周辺、寝屋川市駅西側駅前広場周辺、萱島駅周辺、都市計画道路対馬江大利線（市施行）沿道、（仮称）打上高塚町周辺（予定））の指定に基づき、鉄道駅周辺での都市景観と一体となった美しいまちなみを形成します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

基本施策⑪ 公共公益施設等における緑化

市庁舎や供給処理施設、または学校敷地などの公共公益施設の敷地を活用し、地域のシンボルとなるみどりを形成するため、「花いっぱい植栽事業」などによる協働の取り組みや公共施設緑化による先導的かつ計画的な緑化を推進するとともに、地域の活動の場としての活用を図ります。

具体施策17. 地域のモデルとなる先導的な緑化 **重点1**

民間施設等における緑化促進の先導的な役割を担う公共公益施設について、敷地内緑化に伴う壁面、屋上緑化を促進するなど、視認性が高く、多くの市民がみどりの存在を実感できる質の高いみどりを創出するため、「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」に基づく計画的な緑化を推進するとともに、みどりのカーテンや花いっぱい植栽事業などを活用し、地域のシンボルとなるみどりを育みます。

また、包括連携協定を締結する学校法人等との話し合いを進め、緑化協定などによる大学敷地等の緑化促進に努めます。



花いっぱい植栽事業による花壇

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

学校

- 学校敷地における植栽活動
- 植栽等の適正な維持管理

行政

- 公共施設植栽事業の推進
- 花いっぱい植栽事業の促進
- グリーンカーテンの促進
- 大阪府緑化樹配布事業の促進
- 大阪府みどりづくり推進事業の促進
- 【再掲】「植栽管理マニュアル」に基づく適正な管理
- 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市みんなのまち基本条例
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）
- 寝屋川市植栽管理マニュアル

具体施策18. 地域活動拠点としての学校敷地等の活用 **重点1**

学校敷地等における地域協働協議会などの活動を通じて、地域社会の絆を深めるコミュニティ形成の場としての活用を促進します。

特に、ボール遊びや地域行事に利用できる広場のある公園が身近に存在しない地域においては、教育機関や地域団体等との連携を図りながら、学校敷地等を活用したレクリエーションや地域行事等の利用を促進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 学校との連携などによるイベントの実施

学校

- 学校敷地の開放

行政

- 地域協働協議会などによる取り組みの促進

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市みんなのまち基本条例

基本施策⑫ 歴史・文化資源等におけるみどりの保全

古来より貴重なオープンスペースとして存在してきた社寺仏閣の敷地において、歴史文化とともに植生する社寺林は、持続性の高い空間として保全します。

また、歴史文化漂うまちなみをはじめとする市街地内の樹林、樹木については、「寝屋川市景観計画」とも整合を図りつつ、保存樹としての指定を継続するとともに、維持管理に係る助成を行うことにより、都市の美観風致の維持を図ります。

具体施策19. 歴史・文化資源と調和した地域のシンボルとなる樹木などの保全 **重点2**

旧集落地など歴史的なまちなみが残る地域や市街地内の神社仏閣などにおける歴史文化資源と調和した樹林や樹木について、保存樹としての保全や景観重要樹木としての指定を検討するとともに、維持管理助成制度の活用を促進することにより、地域のシンボルとして保全します。

また、保存樹などにまつわる歴史や言い伝えなどを看板等により見える化し、市民の保存樹への理解や親しみを深める取り組みを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 保存樹・景観重要樹木の保全

行政

- 保存樹の指定
- 景観重要樹木の指定検討
- 保存樹維持管理、保存樹故損防止に対する助成
- 保存樹や景観重要樹木の紹介パネル等の設置検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

基本施策⑬ 生駒山麓における景観の保全

生駒山麓における歴史文化資源などと一体的なみどりを保全するため、「寝屋川市景観計画」に基づく景観形成を進めるとともに、地域森林計画対象民有林の保全や、緑地協定制度や市民緑地制度の活用を検討します。

具体施策20. 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成 **重点1**

「寝屋川市景観計画」における生駒やまなみ緑地軸景観重点地区の指定に基づき、やまなみの豊かなみどりを保全、育成するとともに、背景となるやまなみと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

具体施策21. 緑地協定制度等を活用した樹林地の保全

市街化調整区域内に存在するまとまった樹林地などについて、地域森林計画対象民有林緑地の指定、または緑地協定制度や市民緑地制度を活用するなど、土地所有者等の合意に基づいた保全を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 樹林地等の保全活動への参画 **新規**

行政

- 地域森林計画対象民有林の指定
- 市民緑地制度や緑地協定制度などの活用促進 **新規**

■関係法令・関連計画

- 森林法
- 都市緑地法
- 大阪地域森林計画（平成27年4月）

基本施策⑭ 農地の保全・活用

第二京阪道路沿道などの市街地周縁部における市街化調整区域内の広大な農地、または市街地内の貴重なオープンスペースである市街化区域内農地について、農空間保全地域制度や生産緑地制度などを活用し、計画的な保全に努めます。

また、多様な機能を有する農地について、地元組織との連携による保全施策の検討を進め、多様な主体との協働による体験農園や貸農園、ふれあい農園等としての活用を図ります。

具体施策22. 市街化調整区域内農地の保全

市街化調整区域に広がる広大な農地について、多面的な機能を有する貴重な農空間として保全するため、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」の活用などにより、遊休農地の解消や農業の担い手の確保など、営農継続に向けた取り組みを進めます。

また、灌漑用水としての役割や貯水機能を有するため池について、監視管理体制を強化するとともに、大阪府との連携により、耐震診断やハザードマップの作成を進めます。

なお、「第二京阪沿道まちづくり方針」に基づく計画的なまちづくりが行われる際には、既存の農地保全に極力配慮するとともに、新たなみどりの創出に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 農空間保全地域制度の運用
- 遊休農地対策の検討
- ため池調査等の実施による適正管理

■関係法令・関連計画

- 農地法
- 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例
- 寝屋川市産業振興条例
- 第二京阪沿道まちづくり方針（平成21年12月）
- 都市農業振興基本計画（平成28年5月）
- 新たなおおさか農政アクションプラン（平成29年8月）

具体施策23. 生産緑地地区の決定及び特定生産緑地の指定

自然環境や景観の形成、または雨水貯留機能や災害時の一時避難空間としての機能を有する市街化区域内農地について、遊休農地対策等に取り組むとともに、特定生産緑地の指定や小規模農地の保全、追加指定（再指定を含む。）などにかかる制度の運用により保全します。

また、大阪府との連携により、ため池の監視管理体制の強化とともに、耐震診断やハザードマップの作成を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 生産緑地地区の決定
- 特定生産緑地の指定 **新規**
- 【再掲】遊休農地対策の検討
- 【再掲】ため池調査等の実施による適正管理

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市緑地法
- 生産緑地法

具体施策24. 農地の多機能性を踏まえた活用

地元組織を中心とした農地の積極的な活用を図るとともに、農業従事者に加えて、市民の幅広い参加による地域単位での取り組みにおいて、「レンゲ解放農地」や「防災協力農地」などの既存制度の活用に加えて、貸農園としての活用促進や農作業の指導等に参加意向のある農家等を発掘するなど、身近な農地を気軽に利用できる方法を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 地元組織などによる農地の管理運営の推進 **新規**

行政

- 貸農園・ふれあい農園、レンゲ解放農地、防災協力農地などの運用
- 【再掲】農空間保全地域制度の運用

■関係法令・関連計画

- 農地法
- 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例
- 寝屋川市産業振興条例
- 都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月）
- 新たなおおさか農政アクションプラン（平成 29 年 8 月）



ふれあい農園

（上：神田体験農園、下：高柳コミュニティ農園）



防災協力農地



レンゲ開放農地

基本施策⑮ 大規模敷地における緑化

大規模な集客施設や工場は、地域におけるみどりのシンボルと成り得ることから、敷地内の緑化を促進する中で、壁面緑化や屋上緑化などの立体的なみどりづくりに努めます。

具体施策25. 公開性の高い地域のみどりのシンボルの創出 **重点1**

「大阪府自然環境保全条例」などの関係法令に基づく緑化を促進するとともに、公民連携によるみどり豊かな街区等の形成にかかる助成制度の促進や、地域地区制度などの活用を検討するなど、壁面や屋上緑化も視野に入れつつ、大規模敷地におけるシンボル性のある公開的なみどりの空間形成を目指します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 関係法令に基づく緑化の推進
- 公開空地の創出
- 壁面・屋上緑化の実施

行政

- 関係法令に基づく緑化の推進
- 地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など）
- **新規** 【再掲】大阪府実感できるみどりづくり事業の促進

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 工場立地法
- 都市緑地法
- 大阪府自然環境保全条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）

基本施策⑩ 建築敷地等における緑化

関係法令などに基づき、開発行為などに伴う緑化を促進するとともに、生垣緑化等の助成制度の活用を促進することにより、建築敷地等における緑化を図ります。

また、市街地開発事業などの計画的なまちづくりにおいては、景観重点地区や地区計画の指定をはじめ、各種まちづくり施策の推進とあわせて、質の高い計画的な緑化を推進することにより、みどり豊かなまちなかの景観づくりを進めます。

具体施策26. 新たなまちづくりと併せた計画的な緑化 **重点1**

市街地開発事業などにより新たなまちなみが形成される地区においては、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ景観重点地区の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進め、機運の醸成が図られた地区や今後新たに図られる地区を景観重点地区として指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観を形成します。また、あわせて地区計画制度の活用を検討するなど、みどり豊かなまちなみの形成を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

【再掲】関係法令に基づく緑化の推進

行政

- 景観重点地区の指定検討
- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進
- 【再掲】地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など）**新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 景観法
- 都市緑地法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年3月）
- 立地適正化計画（平成30年4月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

具体施策27. まちなかに広げる民有地のみどり **重点1**

みどり豊かなまちなみを形成するため、地域の土地利用状況などにも配慮しつつ、開発行為などに伴う緑化誘導とあわせて、建築敷地等における緑化助成制度の活用を促進するなど、民有地におけるみどりの更なる充実を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進

行政

- 民有地緑化助成の実施（生垣緑化・駐車場緑化、太陽光発電システム設置補助）
- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進
- 【再掲】地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など） **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市緑地法
- 大阪府自然環境保全条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱
- 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）

基本施策⑰ 小規模公園等の充実

開発許可などに伴い帰属される公園や、街路事業の残地などを活用した公園（ポケットパーク）を創出し、市民に親しめるような空間づくりを進めます。

また、空き地等の有効活用による新たなオープンスペースを確保するなど、民有地を活用したみどりの創出に努めます。

具体施策28. 身近なみどりとのふれあいの場の創出 **重点1**

民間事業者等の開発事業や、街路整備事業などにより生み出されるちびっ子老人憩いの広場等の小規模公園に加えて、防災上の課題を有する密集住宅地区などに存する空き地等を中心として、市民緑地制度の活用などによるオープンスペースを確保するなど、街角の身近なみどりとのふれあいの場を創出します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 空き地等の提供 **新規**

行政

- 街路事業の残地などを活用したポケットパークの創出
- 開発許可などに伴う帰属公園の創出
- 市民緑地制度の活用促進 **新規**
- 開発許可制度における公園等の設置基準などの検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱（平成28年7月）



具体施策29. 小規模公園等の利用形態の転換や統廃合

市内に数多く分布する小規模公園の利活用を促進するため、「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園など)のあり方」に基づき、地域ニーズを踏まえた利用形態への転換や、都市機能の集約化などを目的とするまちづくり計画との整合性を踏まえ、必要に応じて統廃合を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 地域イベントなどによる小規模公園の活用 **新規**
- 【再掲】ワークショップなどへの参画

行政

- 小規模公園の利用形態の検討 **新規**
- 小規模公園の統廃合の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策⑱ セミパブリック空間におけるみどりの創出

第二京阪道路や主要地方道京都守口線沿道では、「みどりの風促進区域」における取り組みを進めるとともに、「寝屋川市景観計画」との整合を図りつつ、セミパブリック空間における緑化を促進します。

具体施策30. みどりの風促進区域における緑化

「みどりの風促進区域」※に指定されている第二京阪道路及び主要地方道京都守口線沿道では、セミパブリック空間における緑化の推進や、地域住民や企業等に対して緑化資材を支給する「みどりの風の道形成事業」の活用を促進するなど、道路沿道に広がるみどりを創出します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 大阪府みどりの風の道形成事業などを活用した緑化の推進

行政

- 大阪府みどりの風促進区域の取り組み促進

■関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）

※「みどりの風促進区域」について

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、道路や河川を中心に、一定幅（道路や河川の両側概ね100メートル）の沿線民有地を含む区域を指定しています。



具体施策31. 主要な幹線道路沿道における景観形成 **重点1**

「寝屋川市景観計画」における景観重点地区（大阪外環状線沿道、第二京阪道路沿道、寝屋川駅前線東部沿道、都市計画道路対馬江大利線（市施行）沿道、（仮称）打上高塚町周辺（予定））の指定に基づき、市民にとって日常的に触れる最も身近で主要な景観軸として、セミパブリック空間における周辺の自然的要素や歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつなかりに配慮した景観を形成します。

また、新たに整備される道路沿道などでは、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ景観重点地区の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進め、機運の醸成が図られた地区や今後新たに図られる地区を景観重点地区として指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観を形成します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導
- 【再掲】景観重点地区の指定検討

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

基本施策⑱ 親しめる街路樹などの保全・創出

主要な幹線道路沿道や交差点周辺では、市民が親しめる街路樹の保全・創出を図るとともに、新たな道路整備においては、道路機能の確保とあわせてみどりによる景観形成や季節感を創出することにより、都市の風格と親しみのある空間の形成を図ります。

具体施策32. 新たな道路整備にあわせた街路樹などの創出 **重点1**

街路樹は、都市における美しい景観の形成や歩行者の快適性の確保、または沿道の環境保全及び防災に寄与するなど多様な機能を有していることから、新たな道路整備にあわせた街路樹や植樹柵などを創出することにより、駅前などの個性的な景観形成や、密集住宅地区などにおける延焼遮断帯などの機能を確保します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

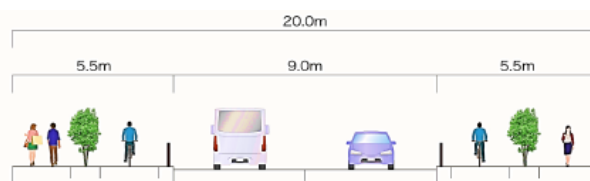
行政

- 道路機能やつながりに配慮した街路樹の整備

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市計画道路整備方針（平成25年3月）

都市計画道路対馬江大和線事業（完成イメージ）



具体施策33. 街路樹などの適切な維持管理

街路樹については、適切に管理を行うことで身近なみどりとして市民に潤いや安らぎを与え、みどりのボリュームを大きくすることにより日差しを遮る緑陰を形成し、快適な歩行空間の確保とともにヒートアイランド現象の緩和、大気浄化などの効果が期待されます。

主要な幹線道路などでは、目標とする将来的な景観を見据え、歩道幅員や植樹柵の大きさ、樹木の特性や状態、周辺環境との調和に配慮した樹形を設定し、樹冠や枝張り、下枝揃えなど統一感のある景観形成を目指します。

また、定期的に街路樹の健全度調査を行うなど、暴風時などにおける倒木や幹折れなどが発生する恐れのある危険木の有無を確認した上で、必要に応じて街路樹の環境改善に取り組みます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 身近な道路の美化・清掃活動

行政

- 【再掲】植栽管理マニュアルに基づく維持管理
- ボランティア・サポート・プログラム、アドプト・ロードの活用促進
- 街路樹診断士など専門家による定期的な健全度調査の実施検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市緑地法

基本施策⑳ 歴史・文化とみどりの調和とつながりの保全

歴史街道におけるみどりと調和した景観形成に努めるなど、歴史・文化と一体的なみどりを保全します。

具体施策34. 歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成 **重点1** **重点2**

京街道、東高野街道などの歴史街道沿道に存する樹木等について、保存樹への指定や景観重要樹木への指定を検討します。

また、歴史街道と一体的に形成される歴史的なまちなみの保全について、景観計画区域における制限の強化などを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 【再掲】保存樹景観重要樹木の保全

行政

- 景観計画区域における歴史的まちなみにかかる制限強化の検討 **新規**
- 【再掲】保存樹の指定
- 【再掲】景観重要樹木の指定検討
- 【再掲】保存樹維持管理、保存樹故損防止に対する助成
- 【再掲】保存樹や景観重要樹木の紹介パネル等の設置検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年3月）（予定）

基本施策⑳ 水辺環境の保全・活用

寝屋川流域協議会における流域全体での取り組みや、「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえ、市民とともに快適な水環境の保全に努めることや、沿川における市民が親しめる空間としての更なる活用を進めます。

具体施策35. 親水空間の整備

一級河川寝屋川では、これまでの寝屋川再生ワークショップなどと連携した寝屋川せせらぎ公園や幸町公園、川勝水辺ひろばなどの親水空間が整備され、様々なイベントや環境学習の場として活用されています。

今後においても、「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえつつ、寝屋川流域協議会などとの連携を図りながら、多様な主体との協働による取り組みにより、親水空間の整備やリニューアルを推進します。



寝屋川せせらぎ公園

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 寝屋川再生ワークショップへの参画

行政

- 寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進
- 親水空間の整備・リニューアル

■関係法令・関連計画

- 淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（平成27年3月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成31年3月）（予定）

具体施策36. 親水空間の活用 **重点1** **重点2**

寝屋川せせらぎ公園や幸町公園などの親水空間において、ねや川水辺クラブなどとの連携による「クリーンリバー寝屋川作戦」による清掃活動や、水辺と親しみながら楽しめるレクリエーション活動等を継続的に実施するとともに、環境学習や事業者等の社会貢献活動の場などとして親水空間を活用します。



水辺のレクリエーション活動



水生生物調査の様子
(水辺に親しむ会 HP より)



クリーンリバー寝屋川作戦の様子

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 水環境の保全・再生活動の実施
- 親水空間を活用した社会貢献活動の実施
- 水生生物調査、イベント等への参加

行政

- クリーンリバー寝屋川作戦の実施
- 自然観察会（水生生物調査）の実施
- 親水空間におけるイベント等の実施

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成31年3月）（予定）

具体施策37. 主要な河川等におけるみどりの保全・創出 **重点1** **重点2**

友呂岐緑地や幹線水路沿いの桜並木を保全し、水とみどりが一体となった本市の特徴的な景観を形成するため、適切な維持管理を行います。

また、打上川などにおける「サクラ☆プロジェクト」による桜の植樹とあわせた一体的な緑化を検討するなど、河川等の水辺を活かした更なる魅力の向上を目指します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 【再掲】サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備、保全
- 水辺空間における桜と一体的な緑化の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- サクラ☆プロジェクト

具体施策38. 水環境の保全に向けた調査・研究 **重点2**

「寝屋川流域水環境改善計画」に基づく取り組みなどにより、経年的に水質は改善傾向であり環境基準を満たしていますが、今後も引き続き、寝屋川導水路や古川浄化導水路などへの淀川から取水する農業用水や下水道の高度処理水の活用などによる適切な水量確保や水質浄化、または「クリーンリバー寝屋川作戦」や「アドプト・リバー」による市民等の自発的な清掃活動の継続などによる水環境の保全や改善を進め、生物の生息生育環境の改善を図ります。

また、大阪府生物多様性センター等と連携した専門家による生物の生息実態の調査研究を行い、専門家の視点から市民が調査に参加できる機会の創出を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 水辺空間の美化・清掃活動
- 【再掲】水生生物調査への参加

行政

- 寝屋川流域水環境改善計画に基づく取り組みの推進
- アドプト・リバーの活用促進
- 専門家による調査・研究との連携の検討 **新規**
- 【再掲】クリーンリバー寝屋川作戦の実施
- 【再掲】自然観察会（水生生物調査）の実施

■関係法令・関連計画

- 寝屋川流域水環境改善計画（平成24年5月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

基本施策② 身近な道路におけるみどりの充実

市が指定する文化と歴史のみちをはじめとする市街地内の身近な道路などにおいて、「公園・緑地等植栽サポーター制度」を活用するなど、花いっぱいの道路沿道を創出し、身近な自然に親しむことができる環境を充実します。

具体施策39. 身近な道路沿道の緑化 **重点1**

「公園・緑地等植栽サポーター制度」などを活用した道路緑化を進めるとともに、道路沿いの民有地におけるかき又は柵を生垣にすることや、「グリーンカーテン」による壁面緑化を促進するなど、身近な道路沿道を中心としたみどりの広がり確保に努めます。

また、地域の活動拠点となる公園や公共公益施設を結ぶルート上など、地域住民の多くが利用する道路を中心に、新たな活動場所の拡大に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 身近な道路沿道でのみどりの取り組みの推進

行政

- 身近な道路沿道でのみどりの取り組みの推進
- 【再掲】公園・緑地等植栽サポーター制度の促進
- 【再掲】民有地緑化助成の実施（生垣緑化・駐車場緑化）
- 【再掲】グリーンカーテンの促進

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱（平成14年5月）

基本施策②③ 市内水路網の保全

計画的かつ効率的な水路の維持管理を図るとともに、寝屋川流域協議会における流域全体での取り組みや「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえ、市民とともに水辺空間としての更なる活用を進めます。

具体施策40. (仮称)河川施設等インフラ保全計画に基づく水路の維持管理

「寝屋川市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、施設の点検、診断等を実施した上で、長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等を行うとともに、利用者の安全確保を第一に考えた上で、優先度を考慮した修繕等を行います。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 河川施設等の点検・修繕の実施
- 長寿命化を前提とした維持管理の推進 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

具体施策41. 水路改修等に伴う多自然川づくり

水路改修においては、「寝屋川市水辺整備基本構想」などに基づき、市内各地に存する水路網の水辺やビオトープネットワークの保全と構築を進めるなど、周辺の土地利用や維持管理の状況、農業用水、雨水排水などの機能を踏まえ、多様な主体との協働のもと出来る限り「多自然川づくり」を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 【再掲】寝屋川再生ワークショップへの参画

行政

- 【再掲】寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進
- 【再掲】親水空間の整備・リニューアル

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成 31 年 3 月）（予定）

基本施策⑳ エコロジカルネットワークの形成

淀川河川公園をはじめとする動植物の貴重な生息・生育環境と、これらをつなぐ道路、河川などによる「エコロジカルネットワーク」を形成するため、在来動植物の生息・生育環境を確保するなど、生物多様性の保全に配慮した取り組みを進めます。

具体施策42. 生態的回廊空間の保全 **重点 2**

動植物の貴重な生息・生育環境である淀川河川公園や寝屋川公園、打上川治水緑地、深北緑地、南寝屋川公園などをコアエリアとして、これらをつなぐ寝屋川、打上川、讃良川、古川などの河川や、第二京阪道路や国道1号（寝屋川バイパス）、府道枚方交野寝屋川線などの主要幹線道路、または友呂岐緑地などを生態的回廊空間として「エコロジカルネットワークを」形成するため、これらのみどりに加えて、まちなかに点在する農地や樹林地、ため池などを保全・充実・創出・活用する取り組みを進めます。

また、外来種及び在来種の存在状況等についての調査研究を生物多様性センターや市民等と連携して実施し、エコロジカルネットワークの形成に向けた現状や課題等の把握に努めます。

また、都市基盤整備などが行われる際には、在来する動植物の生息・生育環境への影響を最小限に抑える工夫を検討するなど、生物多様性の保全に配慮した取り組みに努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 動植物の生態系に配慮した公園整備
- 道路・河川等の法面緑化
- 透水性舗装の実施や雨水浸透柵などの普及
- 現場内有用表土の保存や盛土の土壌改良
- 河川等への土砂流出、汚濁水の流入防止
- 外来種の防除
- 動植物の存在状況等に関する調査研究 **新規**
- 樋門等における魚道の設置 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川流域水環境改善計画（平成24年5月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

基本施策⑳ 協働・共助・連携にかかるとの仕組みの構築

各主体の協働・共助によるみどりの取り組みを一層推進するため、主体ごとのつながりをより強化することができる仕組みを構築します。

また、みどりの取り組みは、行政としても多様な視点から包括的に進めることが重要であるため、庁内関係部局を横断する組織の構築や、国・大阪府・周辺市との連携強化を進めます。

具体施策43. 庁内関係課及び国・大阪府・周辺市との連携の強化

みどりの取り組みを積極的に推進していくためには、みどりの関連部局だけでなく、まちづくりに関するさまざまな分野と連携した取り組みが不可欠です。そのため、教育、福祉、文化スポーツ、環境、産業振興など様々な分野と連携したみどりの取り組みを促進するため、庁内関係課による横断的な連携体制を構築します。

また、市内の国営・府営公園の整備や管理運営、淀川、寝屋川の流域全体における一体的な取り組みを継続するため、国・大阪府・周辺市との連携を図ります。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案

行政

- みどりの基本計画庁内検討委員会の再編、運営
- 【再掲】淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画

■関係法令・関連計画

—

具体施策44. 協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築 **重点 4**

各主体が協働し、都市公園などを拠点としたみどりの取り組みを促進するとともに、長期的な視点から、市域全体に広げる「協働・共助によるみどりのまちづくり」を促進するため、協働で取り組まれている各主体間での情報共有や話し合いなどを行う、「(仮称) みどりのプラットフォーム」を設置します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- みどりに関する活動組織の設立
- (仮称) みどりのプラットフォームへの参加 **新規**

行政

- みどりに関する活動団体の設立・運営支援
- (仮称) みどりのプラットフォームの設置 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市緑地法
- 都市公園法
- 寝屋川市みんなのまち基本条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策45. みどりの相談窓口の設置 **重点 4**

樹木や草花の育成方法などに関する相談をはじめ、みどりに関する助成制度や活動団体に関する情報提供を行うなど、各主体の緑化活動を支援するため、既存の公共施設やコミセン、公園管理事務所などを活用した「(仮称) みどりの相談所」を設置します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- (仮称) みどりの相談所の設置 **新規**

■関係法令・関連計画

基本施策②⑥ みどりの関連制度の充実

民有地などのみどりの充実を図るため、生垣緑化助成制度などの既存制度の活用とあわせて、財源確保の仕組みの充実や空き地を活用した市民緑地制度の弾力的運用、更には、重点的に緑化の推進が必要と考えられる地域などにおけるインセンティブの付与などの仕組みを充実します。

具体施策46. 財源の確保

都市緑化の推進及びみどりの保全のための事業の資金に充てるために創設した緑化基金の更なる有効活用を図るなど、助成制度の充実や新たなみどりに関する取り組みに役立てることができる制度の充実を検討します。

また、ネーミングライツの導入によるみどりのスポンサーとして事業者等の参画を促すなど、新たな財源確保の手法について検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 緑化基金の運用方法の検討 **新規**
- 都市公園などにおけるネーミングライツの導入検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市基金条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策47. 助成制度の充実

空き地等における「市民緑地制度」の弾力的運用や、鉄道駅周辺地域をはじめとする特に重点的に緑化の推進が必要と考えられる地域である「緑化重点地区」などを中心に、民有地緑化に対する助成制度の充実、または緑化に対するインセンティブの付与などを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 市民緑地制度の弾力的運用の検討 **新規**
- 助成制度（助成金、資機材など）の拡充・新設の検討 **新規**
- 民有地緑化に対するインセンティブ（税制度、都市開発諸制度）の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市緑地法
- 地方税法
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）
- 寝屋川市立地適正化計画（平成 30 年 4 月）
- 寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策計画（平成 30 年 3 月）

※市民緑地制度について

■「市民緑地制度」とは

土地等の所有者からの申し出に基づき、地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人が「市民緑地契約」を締結して、その土地等に市民の利用に供する緑地または緑化施設を設置し、管理します。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地や緑化施設が確保されます。

一方、土地等の所有者は、管理上の負担軽減や、税制上の優遇措置を受けることが可能となる場合があります。

■「市民緑地契約」の条件

○面積が 300m² 以上あり、一団となっていること。

○契約期間は 5 年以上。

○他の地上権、賃借権その他の使用収益権（市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く）が、設定されていないこと。

■土地所有者のメリット

○緑地の管理を地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人が行うことにより、土地所有者の管理の負担が軽減されます。また、優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。

※契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減となります。

○土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。

具体施策48. みどり資源のリサイクル

街路樹や公園等の樹木の維持管理に伴って生じる落ち葉や剪定枝について、焼却ごみ量及び最終処分量の削減とリサイクルを図るため、他市の状況などを調査研究し、落ち葉の堆肥化や剪定枝の木チップ化による緑化資材としての再利用など、再資源化による廃棄処理費用の削減と環境配慮型の維持管理を推進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 落ち葉の堆肥化、剪定枝の木チップ化の推進 **新規**
- 丸太等を活用した園内看板の作成・設置 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）

基本施策⑦ みどりの担い手の育成

みどりとのふれあいなどを通じて緑化意識を育成するため、市内の教育機関との連携を図りつつ、環境学習などの機会づくりを進めます。

また、各主体に対する各種講座や教室を開催するとともに、みどりの取り組みを支援する専門家を育成、派遣するなど、生涯学習の一環としたみどりづくりの機会の創出に努めます。

具体施策49. みどりの取り組みへのきっかけづくり **重点4**

市教育委員会とも連携を図りつつ、学校教育における環境学習の促進に関する支援に努めます。また、市民の生涯学習としての取り組みを促進するため、みどりの活動団体や事業者、大学などの協力も得ながら、市民が本市の水辺やみどりと触れ合える機会を増やすことにより、みどりへの理解と親しみの向上を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 環境学習や生涯学習機会の創出支援 **新規**

行政

- 市民緑化教室の開催
- 環境学習や生涯学習機会の創出
- 出前講座の利用促進 **新規**
- みどりの普及・啓発パンフレット発行 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

具体施策50. みどりの専門家の育成 **重点 4**

みどりの取り組みを支援するコーディネーターとして活躍する人材育成を目的として、より高度な技術や知識を習得するための講習プログラムを開催し、講習の修了生を「(仮称) みどりのコーディネーター」として登録する制度の創設を検討します。

また、「(仮称) みどりのコーディネーター」は、各主体に対する技術的支援を行う中で、「(仮称) みどりの相談所」の設置に伴い相談員として配置するなど、幅広い活躍の場の創出に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- (仮称) みどりのコーディネーター登録制度の創設検討 **新規**

■関係法令・関連計画

—

基本施策⑳ みどりの取り組みへの支援

水辺環境の保全再生活動や公園愛護会、「アドプトリバー・ロード」等の清掃活動、または学校敷地における緑化活動などの各主体による取り組みに対して、技術的な助言や資機材、報償金などの支援を実施するとともに、企業によるCSR活動などの取り組み場所の確保に努めます。

具体施策51. みどりの取り組み場所の確保 **重点 4**

各主体によるみどりの取り組みや、企業CSR活動の一環として取り組まれる地域貢献につながる活動の場として、公園や道路などの公共空間における花壇づくりや清掃活動、水辺の環境保全活動、または空き地等を活用したみどりの取り組み場所の確保に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 空き地等の提供 **新規**

事業者

- 事業所敷地の開放 **新規**

学校

- 【再掲】学校敷地の開放

行政

- みどりの取り組み場所の抽出 **新規**

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）
- 寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策計画（平成 30 年 3 月）

具体施策52. 資機材等の提供 **重点4**

公園愛護会による維持管理に対する清掃用具や報奨金、花いっぱい植栽事業による保育所、幼稚園、小中学校への花苗配布、または「公園・緑地等植栽サポーター制度」に基づき、取り組み主体などに対して資機材等を提供します。

また、各主体によるみどりの取り組みを更に促進するため、提供する花苗等の種類の充実や支援制度の拡充などを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

事業者

- イベントやプログラム等における緑化資材等による支援

行政

- 【再掲】公園・緑地等植栽サポーター制度による資機材、場所、標識、活動PRなどの包括的支援
- 【再掲】公園愛護会に対する清掃用具、報奨金の支給
- 【再掲】花いっぱい植栽事業、グリーンカーテンによる花苗の配布
- 【再掲】大阪府緑化樹配布事業、記念植樹事業による樹木の配布
- 【再掲】生垣・駐車場緑化、保存樹木・樹林に対する補助金の交付

■関係法令・関連計画

- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱
- 寝屋川市公園愛護会報償金支給要綱
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）

具体施策53. 技術的な支援 **重点 4**

市民緑化教室の開催や「(仮称) みどりのコーディネーター制度」の創設など、取り組みの熟練度や活動目的に応じた支援が可能となる仕組みの検討や、事業者や学校(大学など)による水辺の保全再生プロジェクトなどの実践的な取り組みを通じた専門技術や知識を活かし、多様な主体に対する技術的支援を行います。

また、学校敷地における緑化、保全活動などに必要となる技術的支援を行う機会や仕組みについてもあわせて検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 各主体に対する技術的支援の実施 **新規**

行政

- 学校敷地における緑化推進、維持管理に要する技術的支援の検討 **新規**
- 【再掲】市民緑化教室の開催
- 【再掲】(仮称)みどりのコーディネーター登録制度の創設検討 **新規**

■関係法令・関連計画

—

基本施策⑳ みどりに関する情報の発信・共有

みどりに関する啓発イベントの実施や市民緑化教室などの取り組みに加えて、啓発用パンフレットの作成や市の広報、ホームページを活用した市の緑化施策、市民の活動状況、または各種事例の紹介などの情報の発信、共有を図るとともに、みどりの活動に対する表彰や顕彰の実施などを検討します。

具体施策54. 啓発イベント等の実施 **重点 4**

みどり・水・くらしを考えることをテーマに開催する「寝屋川市環境フェア」における緑化教室の開催や苗木の提供を継続するとともに、緑化旬間、緑化月間における「みどりのガイドブック」などを利用した啓発活動を行います。

また、本計画の推進に向けた「(仮称)みどりのシンポジウム」を開催するなど、多様な主体による今後のみどりの取り組み方向や、具体的な内容に関する情報、意識の共有を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 緑化旬間、緑化月間の実施
- みどりのガイドブックの発刊
- みどりの募金事業の実施
- 環境フェアなどにおける普及啓発活動
- 「(仮称)みどりのシンポジウム」の開催 **新規**

■関係法令・関連計画

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）

具体施策55. 情報の発信・共有 **重点4**

市の広報やホームページなどの活用により情報を発信する中で、ターゲット（市民・事業者・学校）に合わせて発信する情報や媒体を変えるなど、幅広く情報を発信するための工夫を検討します。

また、先進的または長期継続的にみどりの取り組みに貢献された方々、緑化基金などへ貢献された方々に対する顕彰制度の創設を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 市の広報やホームページ等を活用した情報発信
- 緑化顕彰制度の創設検討 **新規**
- 【再掲】みどりの普及・啓発パンフレット発行 **新規**

■関係法令・関連計画

基本施策③〇 みどりを活かしたシティプロモーションの推進

「サクラ☆プロジェクト」や、市の顔となる鉄道駅周辺における質の高いみどりの創出などを進めることにより、市の木・花である桜やバラなどのみどりを活かしたシティプロモーションを推進します。

具体施策56. みどりのプロジェクトの推進

重点1

桜をはじめとする市が有する様々な地域資源やポテンシャルを活かし、市内外の人々に対してシティプロモーションを展開する「サクラ☆プロジェクト」により、打上川治水緑地の桜のライトアップやサクラをイメージしたスイーツづくり、または地域産業の活性化を図る事業者独自の事業展開を目指した市内商業団体等と連携したイベント等を実施するとともに、鉄道駅を拠点として市内に点在する桜の名所へのルートとしてつなげる桜街道を整備し、各名所の「見える化」を図ります。

また、都市公園や公共施設の敷地などを中心として、市の花であるバラの植栽、保全、育成などの取り組みについて、各主体との協働で推進する新たなプロジェクトを企画、実施するなど、みどりを活かした更なるシティプロモーションを展開していきます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- シンボルツリー、出生記念プレートに伴う植栽
- ライトアップイベントの実施
- バラを活かした新たなプロジェクトの企画、実施 **新規**
- 【再掲】桜の維持保全

■関係法令・関連計画

- サクラ☆プロジェクト

※サクラ☆プロジェクトとは

「寝屋川市サクラ☆プロジェクト」（以下「サクラ☆プロジェクト」といいます。）は、市の木である桜を始め、市が有する様々な地域資源やポテンシャルをいかし、市内外の人々に対して、

1. 市内が“桜”に彩られるまちづくり
2. 桜と「食」を融合した魅力づくり、にぎわいづくり
3. 市民全体で桜を育み、プロジェクトを進化させる

という3つの視点をもってシティプロモーションを行うことにより、まちの魅力の向上につなげ、人の流れを作り、地域産業の活性化を図ります。

「桜と言えば、ねやがわ」というイメージが定着されることで、市の知名度の向上、イメージアップ等を図ります。



8. 重点施策

みどりの将来像の実現を目指した施策の推進にあたっては、地域における土地利用やみどりの現状を踏まえるとともに、まちづくり関連計画による位置づけに基づく今後の事業展開などを見据え、『重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）』または『重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）』として位置づけた区域における重点的な施策展開を図ります。

また、「緑化重点地区」の緑化推進を管理する指標の一つとして、駅周辺や駅につながる道路などにおける実感できるみどりを管理する『緑視率調査』を実施します。

さらに、市域全体における『協働・共助によるみどりのまちづくり』を着実に推進するための体制や制度などの構築に関する施策をあわせて「重点施策」として重点的に取り組むこととします。

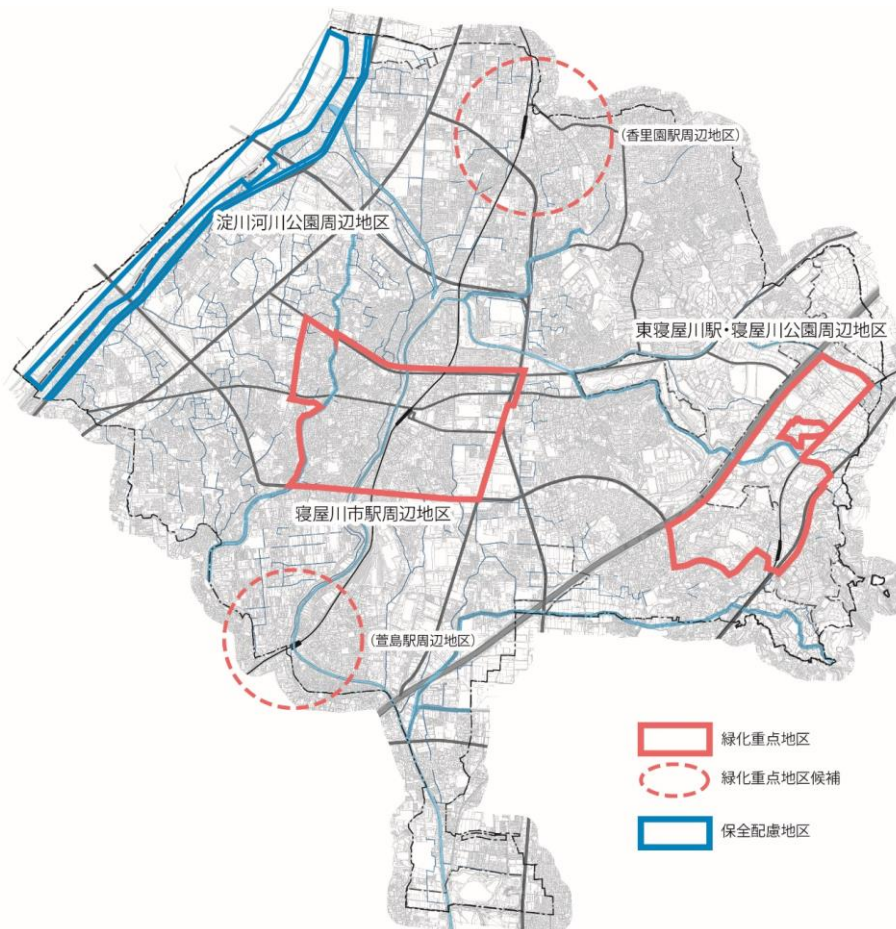
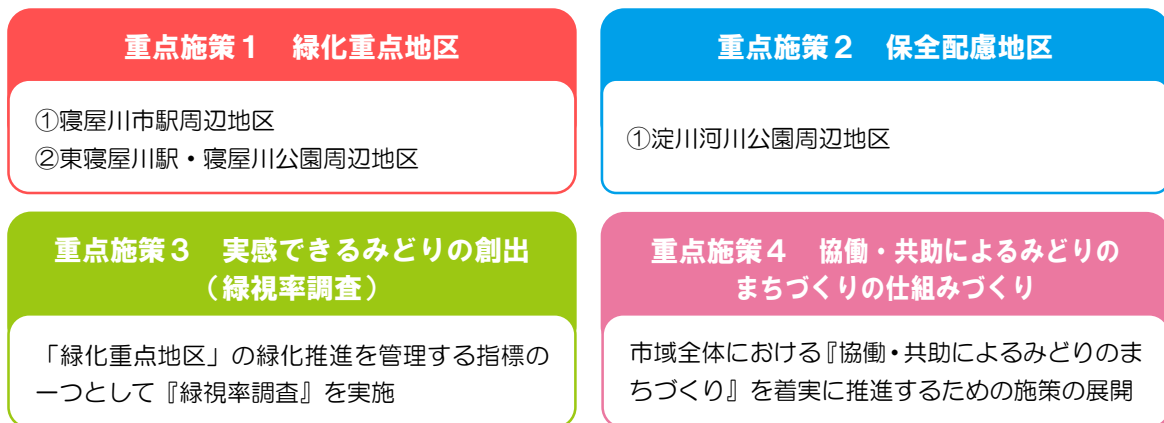


図 緑化重点地区及び保全配慮地区

8-1. 緑化重点地区

(1) 地区設定の目的

緑化重点地区は、みどりの状況や地域特性を考慮し、緑地の確保や緑化推進の必要性が高い地区を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけるものです。

本計画における緑化重点地区は、本市が主体的かつ重点的に進めるみどりの保全や緑化の推進に関する施策とともに、多様な主体によるみどりづくりなどを重点的に推進することを目的として設定します。

(2) 地区設定の視点

地区設定の目的を踏まえ、次の視点から「寝屋川市駅周辺地区」と「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」を緑化重点地区として設定します。

なお、「香里園駅周辺地区」と「萱島駅周辺地区」については緑化重点地区候補地とし、今後、各地区におけるみどりををはじめとするまちづくりの進捗状況などを勘案し、必要に応じて緑化重点地区として設定します。

視点①

まちづくり事業等に伴う新たなみどりの確保が求められる地区

- ・「寝屋川市立地適正化計画」における都市機能誘導区域に指定されており、新たな都市施設等の整備などに併せて新たなみどりの確保が求められる地区。
- ・「寝屋川市景観計画」における景観重点地区に指定されており、みどりによる良好な景観形成が求められる地区。
- ・都市計画道路事業や土地区画整理事業等が計画もしくは実施されており、これらのプロジェクトの推進に併せて計画的なみどりの確保が求められる地区。

視点②

都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区

- ・駅前など、本市の顔としてふさわしい景観形成が求められる地区
- ・にぎわいと魅力ある「都市核」の形成が求められる地区

視点③

みどりが不足する地域であり、みどりの充実が求められる地区

- ・密集住宅地区や旧集落地など、みどりが少なく防災面や生活環境の改善に向けたみどりの充実が求められる地区

(3) 緑化推進の方針と具体施策

①寝屋川市駅周辺地区

a) 緑化推進の方針

本地区は、「寝屋川市都市計画マスタープラン」や「寝屋川市立地適正化計画」における中心拠点としての位置づけなどを踏まえ、公共施設をはじめとした多様な都市機能の誘導、集約や、今後も都市計画道路対馬江大利線の整備や密集住宅地区の改善を進めることとしています。

また、地区内には寝屋川市駅西側の寝屋川せせらぎ公園や友呂岐緑地など、水辺と一体的に形成される本市を代表するみどりの資源を有するとともに、景観重点地区の指定に基づく都市景観の形成を図ることとしています。

これらのことから、実施中または今後実施される事業の推進に伴う都市基盤整備や都市機能の誘導、または都市景観の形成とあわせた新たなみどりの創出とともに、本地区が有するみどり資源を活用することにより、本市の中心核として水とみどりに包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点づくりを進めます。

b) 重点的に取り組む具体施策

本地区において重点的に取り組む具体施策を示します。

視点①

まちづくり事業等に伴う新たなみどりの充実が求められる地区

No.	具体施策
26	新たなまちづくりと併せた計画的な緑化
31	主要な幹線道路沿道における景観形成
32	新たな道路整備に併せた街路樹などの整備

視点②

都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区

No.	具体施策
15	市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実
16	鉄道駅周辺の景観重点地区における景観形成
25	公開性の高い地域のみどりのシンボルの創出
34	歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成
36	親水空間の活用
37	主要な河川等におけるみどりの保全・創出
56	みどりのプロジェクトの推進

視点③

みどりが不足する地域であり、みどりの充実が求められる地区

No.	具体施策
8	(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方検討
9	協働による都市公園の計画づくり
12	都市公園の再整備
13	地域ニーズに応じた都市公園の管理運営
17	地域のモデルとなる先導的な緑化
18	地域活動拠点としての学校敷地等の活用
27	まちなかに広げる民有地のみどり
28	身近なみどりとのふれあいの場の創出
39	身近な道路沿道の緑化

<凡例>

- 拠点となるみどり
- ⊙ 社寺林・保存樹
- ⚡ 主要な河川・水辺
- ⊞ 密集住宅地区
- ⊞ 学校・公共施設
- ⚡ 主要な幹線道路
- ⚡ 歴史街道
- ⚡ 桜街道
- ⊞ 景観重点地区
- ⊞ 都市機能誘導区域
- ⊞ 緑化重点地区

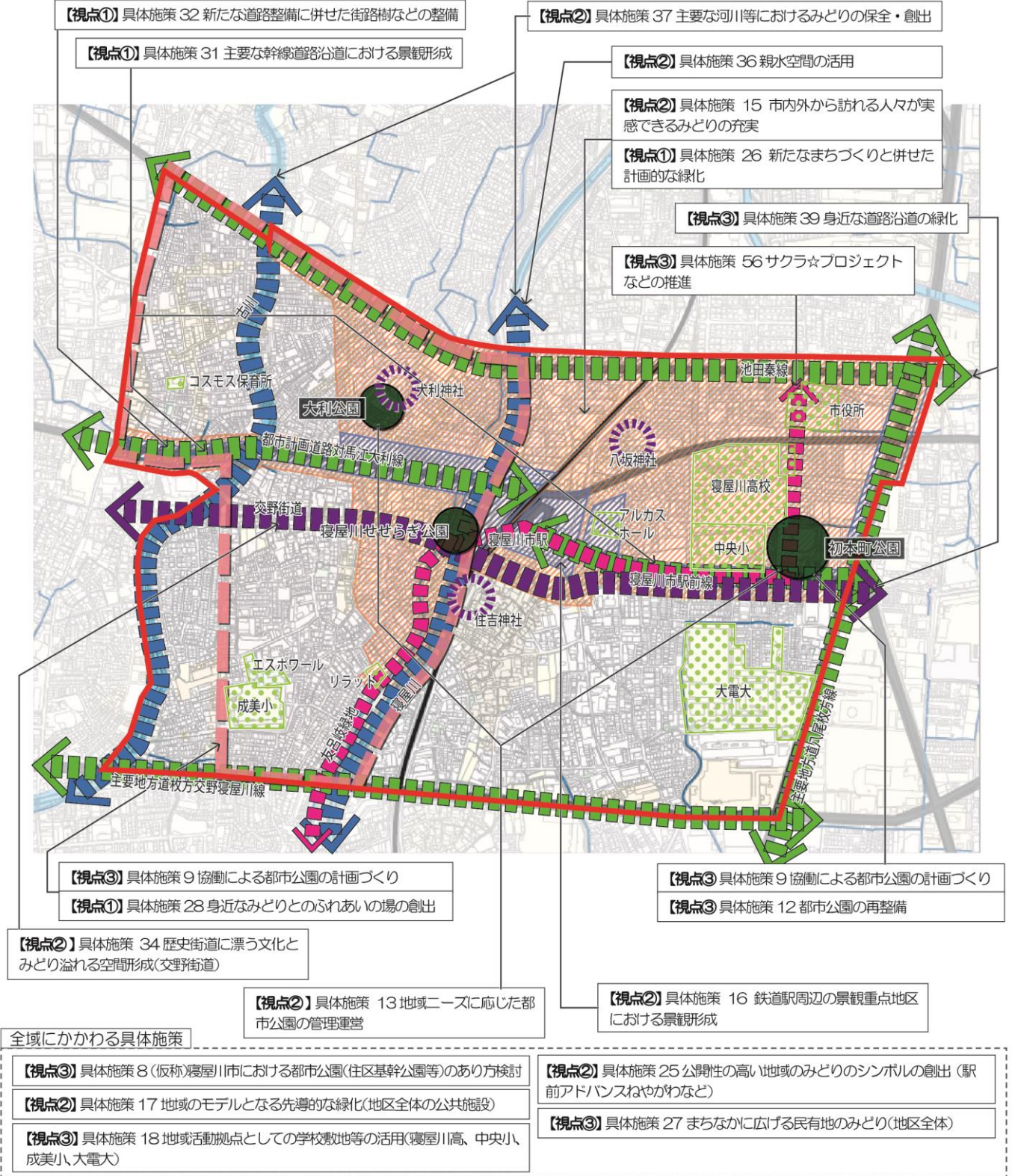


図 重点的に取り組む具体施策（寝屋川市駅周辺地区）

②東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区

a) 緑化推進の方針

本地区は、「寝屋川市都市計画マスタープラン」等の位置づけを踏まえ、多様な都市機能の誘導・集約を図るため、打上高塚町土地区画整理事業や都市計画道路東寝屋川駅前線の整備、第四中学校区における施設一体型の小中一貫校建設に伴う公共施設再編などを進めることとしています。

また、地区内には平成9年のなみはや国体会場でも利用された府営寝屋川公園が整備されており、自然や歴史文化などの多様な機能を備えた大規模公園として多くの方々が利用するなど、東部地域のシンボルとなっています。

更に、「寝屋川市景観計画」においては、生駒やまなみ緑地軸他3地区が景観重点地区に指定(予定)されており、生駒山系を意識した景観を形成する中で、自然環境や歴史文化との調和とともに暮らしの拠点としての景観形成を目指しています。

これらのことから、東寝屋川駅周辺の計画的なまちづくりを推進する中で、東部地域のシンボルである府営寝屋川公園の更なる利活用の促進や公園施設等の再整備の可能性を検証しつつ、地区全体におけるみどりの取り組みを進めます。

b) 重点的に取り組む具体施策

本地区において重点的に取り組む具体施策を示します。

視点①

まちづくり事業等に伴う新たなみどりの充実が求められる地区

No.	具体施策
7	都市計画公園・緑地(府営公園)の見直しに向けた協議・調整
10	計画的かつ効果的な都市公園の整備
26	新たなまちづくりと併せた計画的な緑化
31	主要な幹線道路沿道における景観形成
32	新たな道路整備に併せた街路樹などの整備

視点②

都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区




No.	具体施策
4	大規模公園の戦略的なマネジメント
5	公園協議会などによる管理運営
6	大規模公園のリニューアル
15	市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実
16	鉄道駅周辺の景観重点地区における景観形成
20	生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成
34	歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成
37	主要な河川等におけるみどりの保全・創出
56	みどりのプロジェクトの推進

視点③

みどりが不足する地域であり、みどりの充実が求められる地区

No.	具体施策
17	地域のモデルとなる先導的な緑化
18	地域活動拠点としての学校敷地等の活用
27	まちなかに広げる民有地のみどり
28	身近なみどりとのふれあいの場の創出
39	身近な道路沿道の緑化

<凡例>

- | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  骨格となる
みどり |  社寺林・保存樹 |  主要な河川・水辺 |  市街化調整区域内農地 |  旧集落地 |
|  拠点となるみどり |  学校・公共施設 |  主要な幹線道路 |  景観重点地区 |  都市機能誘導区域 |
| | |  歴史街道 |  緑化重点地区 |  市街化調整区域 |
| | |  桜街道 | | |

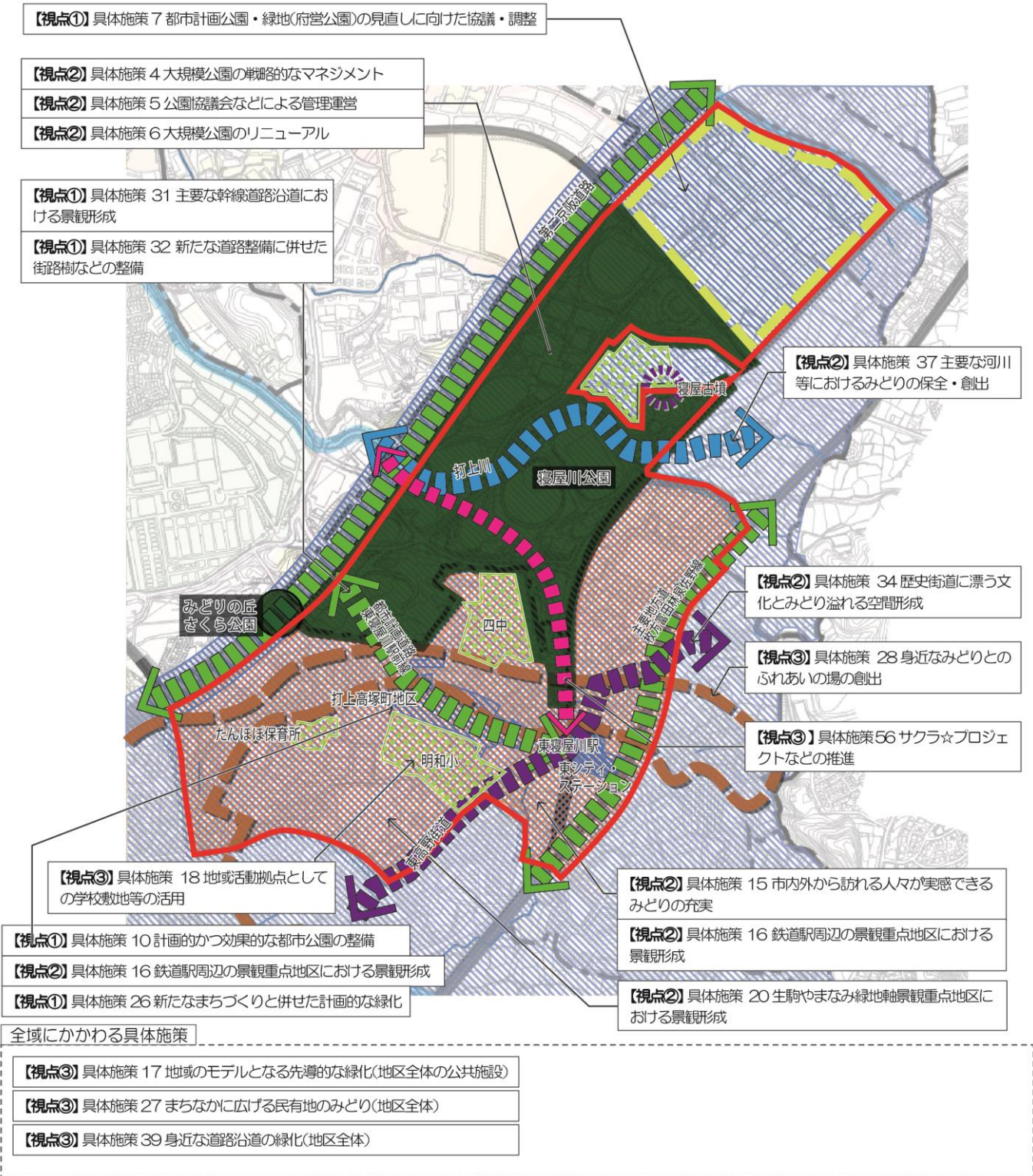


図 重点的に取り組む具体施策（東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区）

8-2. 保全配慮地区

(1) 地区設定の目的

保全配慮地区は、特有の生態系を保全する必要がある地区や、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区など、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として位置づけるものです。

本計画における保全配慮地区は、大規模な自然環境が広がるとともに、生物の生息・生育環境の保全や改善が求められる地区、または特徴的な景観を有するみどりや民間開発などによるみどりの減少が懸念される地区の保全を目的として設定します。

(2) 地区設定の視点

地区設定の目的を踏まえ、次の視点から「淀川河川公園周辺地区」を保全配慮地区として設定します。

視点1

協働による保全活動等の展開が求められる地区

- ・これまでに市民等による環境保全活動や協働による親水空間や公園等の整備に関する取り組みが実施されており、今後の発展とともに、全市的な活動展開へ向けたモデルとなる取り組みが実施されている地区。

視点2

貴重種などの生物の生息・生育環境としての保全が求められる地区

- ・「大阪府レッドリスト 2014」における生物多様性ホットスポットなど、貴重種の生息・生育環境としての保全が必要な地区

視点3

水辺や歴史文化などの特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区

- ・淀川や寝屋川などの水辺環境や、歴史街道や文化と歴史のみちなどで見られる歴史文化漂うまちなみなど、本市の特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区

(3) 緑地保全の方針と具体施策

①淀川河川公園周辺地区

a) 緑地保全の方針

本地区は、動植物の生息・生育環境である水とみどりを有する自然環境として、市域最大面積を有しており、淀川ワンド群は「大阪府レッドリスト 2014」に掲載される生物多様性ホットスポットにも指定されています。

これらの自然環境の維持、保全を図るため、淀川河川公園中流左岸地域協議会や点野水辺づくりワークショップにおける検討が進められており、これまでのレクリエーション利用を継続しつつも、淀川ワンドの再生工事とその後の利活用を促進する中で、淀川河川公園の多様な主体による管理運営や環境学習の場などとして活用する「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」を推進しています。

また、淀川と並行して流れる幹線水路は、市内でも有数の桜の名所として多くの市民に親しまれており、淀川河川軸景観重点地区の指定と相まって、淀川の開けた眺望の確保や一体性等に配慮した景観づくりに取り組んでいます。

これらのことから、「新寝屋川八景」にも指定されている淀川河川公園を中心とした広大な自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいを促進するなど多様な主体による管理運営を進めます。

b) 重点的に取り組む具体施策

本地区において重点的に取り組む具体施策を示します。

視点 1

協働による保全活動等の展開が求められる地区

No.	具体施策
2	淀川河川公園を活用したみどりの取り組みの促進

視点 2

貴重種などの生物の生息・生育環境としての保全が求められる地区

No.	具体施策
1	ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生
36	親水空間の活用
38	水環境の保全に向けた調査・研究
42	生態系回廊空間の保全

視点 3

水辺や歴史文化などの特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区

No.	具体施策
3	淀川周辺の自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成
19	歴史・文化資源と調和した地域のシンボルとなる樹木などの保全
34	歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成
37	主要な河川等におけるみどりの保全・創出

<凡例>

- 骨格となるみどり
- 社寺林・保存樹
- 主要な河川・水辺
- 主要な幹線道路
- 景観重点地区
- 保全配慮地区
- 市街化調整区域
- 拠点となるみどり
- 歴史街道

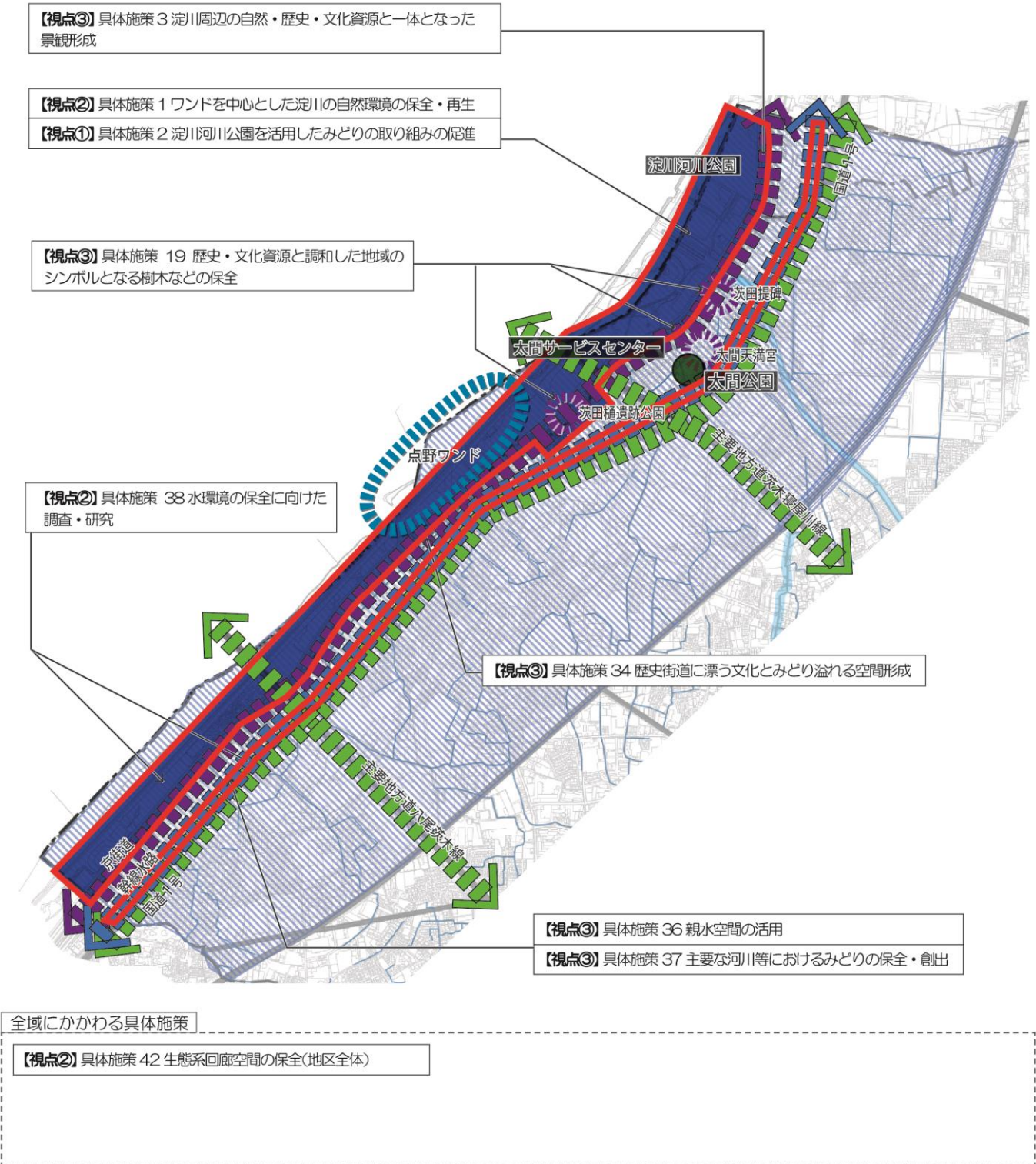


図 重点的に取り組む具体施策（淀川河川公園周辺地区）

8-3. 実感できるみどりの創出（緑視率調査）

（1）緑視率調査の目的

本計画では、「寝屋川市駅周辺地区」及び「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」を緑化重点地区として設定し、本市が主体的かつ重点的に進めるみどりの保全や緑化の推進などにより、本市の顔としてのみどり溢れる景観形成を図ることとしています。

このため、市内外から訪れる人々が実感できるみどりの目標指標として、街人々が見る風景の中に含まれるみどりの割合を算出する「緑視率」を設定し、緑化重点地区における継続的な調査を行うこととします。

（2）重点的に取り組む具体施策

本項目において重点的に取り組む具体施策を示します。

No.	具体施策
15	市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実

（3）緑視率の算出方法及び調査地点選定の考え方

「緑視率調査ガイドライン（大阪府、平成25年8月）」に基づき、次の算出方法や調査地点の選定の考え方により緑視率を算定します。

■緑視率の算出方法

直接視覚で認識できる樹木（幹、枝等も含む）や草地、壁面緑化、芝生などの緑を対象とし、人の視界における緑の多さを計る割合であり、造花や緑色で着色された人工物は対象とはしません。

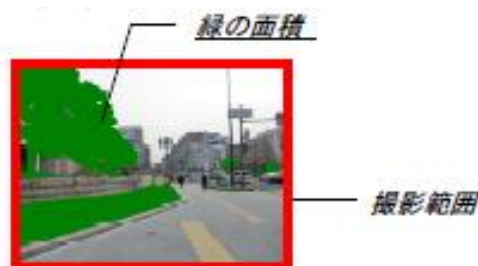
■調査地点選定の考え方

＜緑視率測定場所・撮影地点選定の考え方・評価方法＞

- ① 今後緑化の促進が求められる場所を選定
多くの人が集う場所など、緑化を促進することにより“みどりを実感できる場所”、また今後の緑化活動により改善が見込める場所、改善の余地がある場所を選定します。
- ② “みどりを実感できる場所”として継続的に評価できる撮影地点を設定
①で設定した測定場所について継続的に緑化状況を評価するため、市民目線でわかりやすく観察できる撮影地点を設定します。
- ③ 評価の方法及び時期
 - ・各撮影地点（視点）の緑視率の平均値をその場所の緑視率として評価するのではなく、評価したい方向の緑化状況（緑視率）を明確にした上で、撮影地点（視点）と方向を設定し、評価します。
 - ・評価時期については、過去の研究論文や学識者ヒアリング等から6、7月を基本としつつ、本市が取り組むグリーンカーテンが育つ8月を含めた時期に実施します。

＜算出方法＞

$$\text{緑視率} = (\text{緑の面積}) \div (\text{撮影範囲})$$



8-4. 協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり

協働・共助によるみどりのまちづくりを着実に進めるためには、市民等のみなさんがみどりへの関心を高め、身近なみどりの存在を認識しつつ、自らがみどりと接する機会を増やすことにより、みどりへの理解を深めることが求められます。

そのためには、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を周知するとともに、樹木や草花の育成方法などについて気軽に相談できる仕組みの構築、及び緑化技術や知識を習得できる学習機会を提供することが重要です。

また、個人が行う取り組みを継続しつつ、公園や道路、河川などの公共施設や民有地などを活用した地域協働協議会、自治会、市民活動団体などによる地域の取り組みへと発展させるためには、活動場所や内容の充実、または地域とのつながりの拡大など、協働によるみどりの取り組みを通じて、市民生活における新たな目的や意義を創出することが重要です。

更に、これらの取り組みを一層促進させるためには、多様な主体における情報の共有やイベント等を通じた連携の強化など、協働による取り組みを更に促進する新たな仕組みづくりが求められます。

これらのことを踏まえ、協働・共助によるみどりのまちづくりの実現にあたっては、次に掲げる視点を踏まえ、重点的に取り組むべき具体施策を推進します。

【視点1】みどりへの関心を高めるきっかけを提供する

【視点2】みどりの取り組みを促進する

【視点3】みどりのプラットフォームを構築する

【視点1】みどりへの関心を高めるきっかけを提供する

a) 取り組み方針

市民等のみなさんがみどりへの関心や理解を深めるため、普及・啓発パンフレットの発行や学校図書館への配架、広報やホームページなどを活用し、みどりに関する様々な情報を発信・共有するとともに、「みどりのシンポジウム」等の啓発イベントを実施します。

また、みどりの育成方法や緑化技術などに関する身近な相談窓口となる「みどりの相談所」の設置とあわせて、市民等におけるみどりとのふれあいや緑化技術、知識を習得する機会を創出するため、市民緑化教室の開催や学校における出前講座の活用を促進することなどにより、みどりに関する学習機会を提供します。

b) 重点的に取り組む具体施策

視点1に基づいて重点的に取り組む具体施策を示します。

No.	具体施策
45	みどりの相談窓口の設置
49	みどりの取り組みへのきっかけづくり
54	啓発イベント等の実施
55	情報の発信・共有

【視点2】みどりの取り組みを促進する

a) 取り組み方針

各個人が行う取り組みを促進するとともに、地域協働協議会や自治会、市民活動団体などの協働の取り組みへ発展させるため、新たな組織の立ち上げ支援をはじめ、活動目的や熟練度に応じた既存組織の取り組み事例などの情報を提供するため、「みどりの相談所」の役割を充実します。

また、公園や道路、河川などの公共施設や、市民等との協定に基づく民有地などを活用した新たな取り組み場所を確保するなど、既存組織の活動範囲の拡大や新たな組織の活動場所の提供に努めます。

さらに、協働の取り組みを一層促進するため、専門家として「みどりのコーディネーター」を育成・登録する制度や緑化顕彰制度、及び協働組織を登録する制度の創設など、きめ細やかな施策を展開します。

b) 重点的に取り組む具体施策

視点2に基づいて重点的に取り組む具体施策を示します。

No.	具体施策
45	みどりの相談窓口の設置
50	みどりの専門家の育成
51	みどりの取り組み場所の確保
52	資機材等の提供
53	技術的な支援
55	情報の発信・共有

【視点3】みどりのプラットフォームを構築する

a) 取り組み方針

近年のまちづくりにおいては、環境問題や少子高齢化をはじめとする社会情勢の急速な変化に対応した都市機能の高度化や都市居住環境の向上を図るため、エリアマネジメントの視点から、まちの活性化に向けた新たな公共貢献活動が注目されています。

しかし、自治会や市民活動団体などにおける高齢化や担い手不足なども懸念されており、今後の活動継続が困難となるケースも見られます。

みどりに関する取り組みにおいても、協働の取り組みを継続、発展させるためには、各協働組織間における様々な情報交換や意識の共有、またはイベント等を通じた連携など、市民・事業者・学校・行政の多様な主体の連携強化を図るための新たな仕組みづくりが求められます。

については、これらの枠組みを「みどりのプラットフォーム」として構築した上で、みどりの活動に関わる全ての方々への参画促進に努め、参画者全員で新たな仕組みづくりや活動を推進します。

b) 重点的に取り組む具体施策

視点3に基づいて重点的に取り組む具体施策を示します。

No.	具体施策
44	協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築

9. 計画の推進、管理

9-1. 計画の推進体制

みどりの将来像の実現を目指した施策の推進にあたっては、市民・事業者・学校・行政がそれぞれの役割を認識した上で、協働・共助によるみどりのまちづくりを進めます。

行政においては、各部局間で連携した取り組みを進めるため、「みどりの基本計画庁内検討委員会」による庁内横断的な体制を構築します。

また、「みどりの大阪推進計画」に基づく緑化や府営公園に関する施策をはじめ、淀川河川公園や主要な河川、幹線道路など、国・大阪府が所管する施策や周辺市とつながるみどりに関する施策などの推進にあたっては、協議会等の各種組織への参加などを通じて連携を図ります。

これらの取り組みに関連する多様な主体や各協働組織のつながりをより一層強化し、お互いに連携・相互支援を図る場や機会を創出する「みどりのプラットフォーム」の設置を進めながら計画を推進します。



図 計画の推進体制のイメージ

9-2. 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの進行状況について、定期的に全体目標の達成状況を確認します。

なお、中間年次となる概ね10年後に計画全体を見直しますが、社会情勢の変化や関係法令の改正、上位関連計画の改定などの動向を踏まえて概ね5年を目安に計画を点検し、必要に応じて適宜見直すこととします。

また、本計画に基づく施策の実効性を高めるために概ね5年ごとにアクションプランを策定し、個別目標指標などによる進捗状況を確認します。

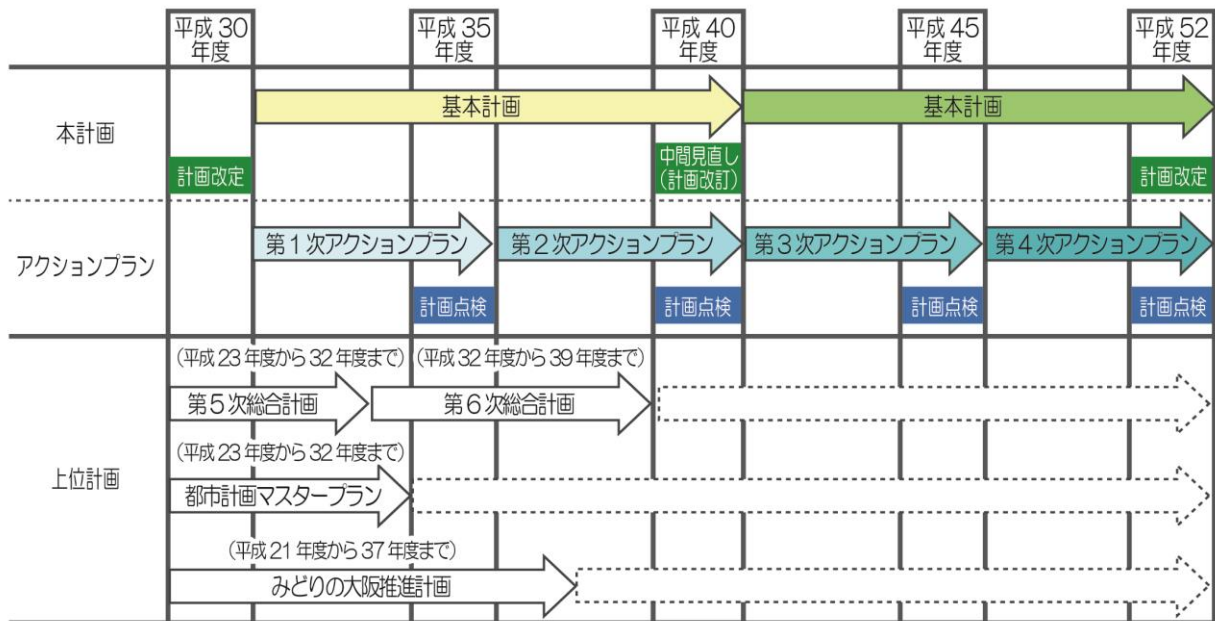


図 計画の進行管理

9-3. PDCI サイクルによる計画の評価

本計画及びアクションプランは、マネジメントシステムの基本的な考え方である PDCI サイクルにより評価します。

具体的には、施策の内容や実施時期等の詳細を計画(PLAN)し、計画にもとづいて施策を実施(DO)しながら、目標の達成状況などを点検・評価(CHECK)し、計画を改善・改革(INNOVATION)していきます。

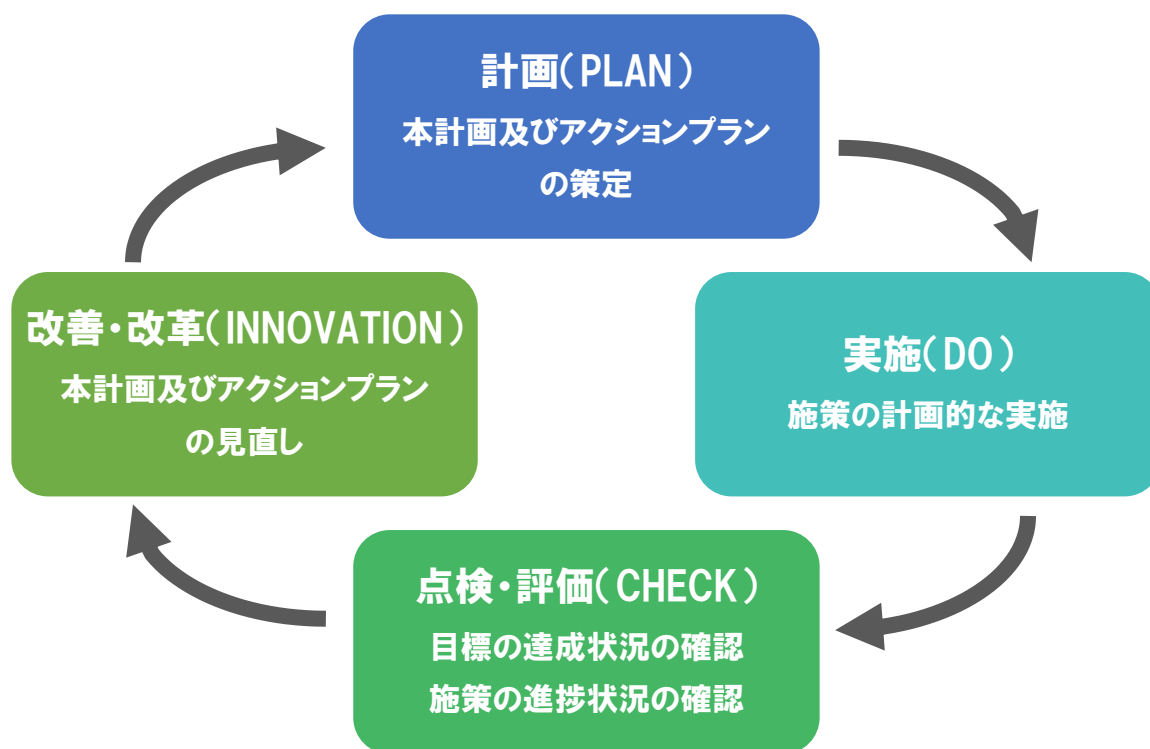


図 PDCI サイクル